

令和8年度

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

防犯灯設置工事

仕様書

施 工 場 所 東広島市八本松南三丁目ほか

仕 様 書

1 工 事 名 令和 8 年度

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 防犯灯設置工事

2 設置場所 東広島市八本松南三丁目ほか

3 工事仕様 防犯灯設置箇所 105 箇所（設置箇所は別紙のとおり）

4 設置箇所 別紙広域図及び位置図参照

5 特記事項

（1）共通事項

ア 施工にあつては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版、及び一般社団法人日本電気協会発行の内線規程・配電規程を遵守する。

イ 施工計画書・施工要領を提出すること。

ウ 遅延なく、電力会社等への手続きを行うこと。契約後すぐに受電申請を行うこと。引込の詳細が判明し、必要に応じてその内容に合わせて協議の上施工する。また、道路使用許可等必要な申請許可を取得したうえで行うこと。

エ 場着手日は書面により、監督職員の承認を得ること。

カ 工事完成時には、メーカー保証書、機器取扱い説明書を 2 部提出すること。

ク 防犯灯を設置する詳細位置については現地にて別途監督職員が指示する。

ケ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

①受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

②法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

コ 本工事は、週休 2 日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休 2 日適用工事実施要領（営繕工事）（令和 7 年 12 月 1 日改定）」に従うこと。

（2）防犯灯設置工事

ア 防犯灯の設置高さは、既設柱、専用柱ともに地表面から 4.5m 程度とするが、設置できない場合は監督職員と協議を行うこと。

イ 市支給の防犯灯プレート（取付バンド含む）を地上 2m 程度のところに管理しやすいよう取付けること。

6 防犯灯仕様

（1）防犯灯は LED とし、電気料金区分 10VA 相当（E70082SAN9 同等品以上）、自動点滅器内蔵品とする。

（2）その他詳細については、防犯灯設置断面詳細図を参照のこと。

特記仕様書

主任技術者又は監理技術者の配置等

1 主任技術者又は監理技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

(1) 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

(2) 工事用地等の確保が未完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

(4) 工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

2 主任技術者又は監理技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任技術者又は監理技術者の変更ができるものとする。

(1) 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

特 記 仕 様 書

＜現場代理人の常駐義務の緩和＞

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

＜現場代理人の兼務＞

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日前の町の区域とする。

工事中情報共有システムに関する特記仕様書

1 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 契約締結後速やかに、事前チェックシートにより監督職員と協議を行い、情報共有システムの利用の可否の結果について、工事打合せ簿等により整理をすること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
http://www.hdobokuk.or.jp/kouji_jyouseishisutemu2.html
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。なお、情報共有システムを利用しない場合は、請負代金額の変更対象とする。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領（建築工事）」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3. 適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD 製図基準（国土交通省）」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4. 検査」は適用しない。
- 4) 検査は、監督職員と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。
- 6) 書類提出をシステム登録とするものについても、以下の場合は紙媒体での提出を一部ずつ求めるものとする。
 - ①施工体制台帳及び施工計画書。
 - ②図面等が A3 サイズで視認困難なもの。（目視により確認できるサイズにより、紙媒体での提出を求める。）

令和8年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 防犯灯設置工事

受付 番号	灯 番号	住所	防犯灯番号	電柱番号	
				中電	N T T
1	1-1	八本松南	八本松-2534		向原(二)幹7R2
	1-2		八本松-2535		向原(二)幹7R4
	1-3		八本松-2536		向原(二)幹7R5
2	2-1	下組西	八本松-2537	シモグミ支1	
	2-2		八本松-2538	飯田幹118M5M5	
	2-3		八本松-2539		向原(三)幹4
3	3-1	下組中	八本松-2540	シモグミ支5左2	
	3-2		八本松-2541	下組支5左3	
4	4-1	下組中東	八本松-2406	オキノハラ分15右1	
5	5-1	八本松中央	八本松-2418	構内柱 (八本松地域センター)	
6	6-1	宮西	八本松-2542	大江台分4左2	
	6-2		八本松-2543	大江台分4	
	6-3		八本松-2544		上曽幹5 支線柱
	6-4		八本松-2545	大江台分20	
7	7-1	光路	八本松-2430		西(三)幹18L5L1D
8	8-1	中横野	八本松-2546		出ヶ原幹1R3
9	9-1	正力北	八本松-2547	米満支54M6	
10	10-1	正力桜台団地	八本松-2548	田房分9右2	
11	11-1	飯田中組南	八本松-2549	音戸支12H8引1	
	12-1		八本松-2550	イソマツ支10左12次1	
	12-2		八本松-2551	磯松支9次1	
	12-3		八本松-2552	磯松支10H2	

12	12-4	下組飯田区	八本松-2553	磯松支10H8	
	12-5		八本松-2554	磯松支12	
	12-6		八本松-2555	磯松支14	
	12-7		八本松-2556	中畝支36M2H1	
	12-8		八本松-2557	板橋支73	
13	13-1	市条地区	八本松-2558	大竹支19	
	13-2		八本松-2559	大竹支22	
	13-3		八本松-2560	大竹支23	
14	14-1	東郷	八本松-2561	吉川幹82右1	
	14-2		八本松-2562	吉川幹82右2	
	14-3		八本松-2563	吉川幹82右4	
	14-4		八本松-2564	吉川幹87	
	14-5		八本松-2565	吉川幹87M1	
14	14-6	東郷	八本松-2566	吉川幹87右2右2	
	14-7		八本松-2567	吉川幹87右2右3	
	14-8		八本松-2568	吉川幹87右2左2	
	14-9		八本松-2569	吉川幹87右5	
	14-10		八本松-2570		東郷幹21R1
	14-11		八本松-2571		東郷幹25R1
15	15-1	戸坂	八本松-2572	吉川幹125左11	
16	16-1	下野原	八本松-2573	下横野支1右5左1	
	17-1		志和-1172	カブサカ支12	
	17-2		志和-1173		かぶ坂(三)11
	17-3		志和-1174		かぶ坂(三)幹10R5R2

17	17-4	栴坂	志和-1175		かぶ坂(三)幹20R1
	17-5		志和-1176		かぶ坂(三)幹21
	17-6		志和-1177		かぶ坂(二)幹93R2
	17-7		志和-1178	シワカン161次1	
	17-8		志和-1179	シワヒガシカン1	
	17-9		志和-1180	シワヒガシカン7	
	17-10		志和-1181	トータテ支4	
	17-11		志和-1182	トータテ支4左1	
	17-12		志和-1183	トータテ支4次1	
	17-13		志和-1184	栴坂支6M2	
	17-14		志和-1185	栴坂支6右5引1	
	17-15		志和-1186	栴坂支6右6引1	
	17-16		志和-1187	栴坂支9	
	17-17		志和-1188	栴坂支11	
	17-18		志和-1189	栴坂支18左1	
	17-19		志和-1190	栴坂支19T1	
	17-20		志和-1191	志和幹145H2	
	17-21		志和-1192	志和幹150	
	17-22		志和-1193	志和幹152H3	
	17-23		志和-1194	志和幹160T1H2	
	17-24		志和-1195	志和東幹3M2	
	17-25		志和-1196	志和東幹8M1T3	
18	18-1	只	志和-1197	並滝寺分16	
	18-2		志和-1198	流通パーク分2	
	18-3		志和-1199	並滝寺分21H2	

	18-4		志和-1200	並滝寺分21H7	
18	18-5	只	志和-1201	並滝寺分24H3	
	18-6		志和-1202	並滝寺分24H5	
	18-7		志和-1203	並滝寺分24H8	
	18-8		志和-1204	並滝寺分24H10	
	18-9		志和-1205	並滝寺分24H12	
	18-10		志和-1206	並滝寺分24H14	
	18-11		志和-1207	並滝寺分26H2K1	
	18-12		志和-1208	並滝寺分26H2M2M3	
19	19-1	中原	志和-1209	シワカン228	
	19-2		志和-1210	志和幹231	
20	20-1	長松	志和-1211	ナガマツ支15右1	
	20-2		志和-1212	長松支18左1	
	20-3		志和-1213	長松支22H3	
	20-4		志和-1214	長松支22H5	
	20-5		志和-1215		東(三)幹18
	20-6		志和-1216		東(三)幹20R1L1
	20-7		志和-1217		東3幹22
	20-8		志和-1218	六日市支39H1	
	20-9		志和-1219	六日市支39H3	
	20-10		志和-1220	六日市支45H3	
21	21-1	二歩	志和-1221	内村支5	
	21-2		志和-1222	内村支8右3	
	22-1		志和-1223	ムイカイチ支12	

22	22-2	六日市	志和-1224	光源寺支1T1	
	22-3		志和-1225	光源寺支2T1	
	22-4		志和-1226	光源寺支5M2	
	22-5		志和-1227	光源寺支5右3	
	22-6		志和-1228	光源寺支5左1	
23	23-1	宮迫	志和-1229	宮尾台分2左2	
24	24-1	志和南政光	志和-1230	西志和支24T2	
25	25-1	則重	志和-1231		かぶ坂(五)幹3D
	25-2		志和-1232	シワカン125引1	
	25-3		志和-1233	セノガワ分4	
			防犯灯設置 105箇所	既設柱（中電） 86箇所	既設柱（NTT） 18箇所

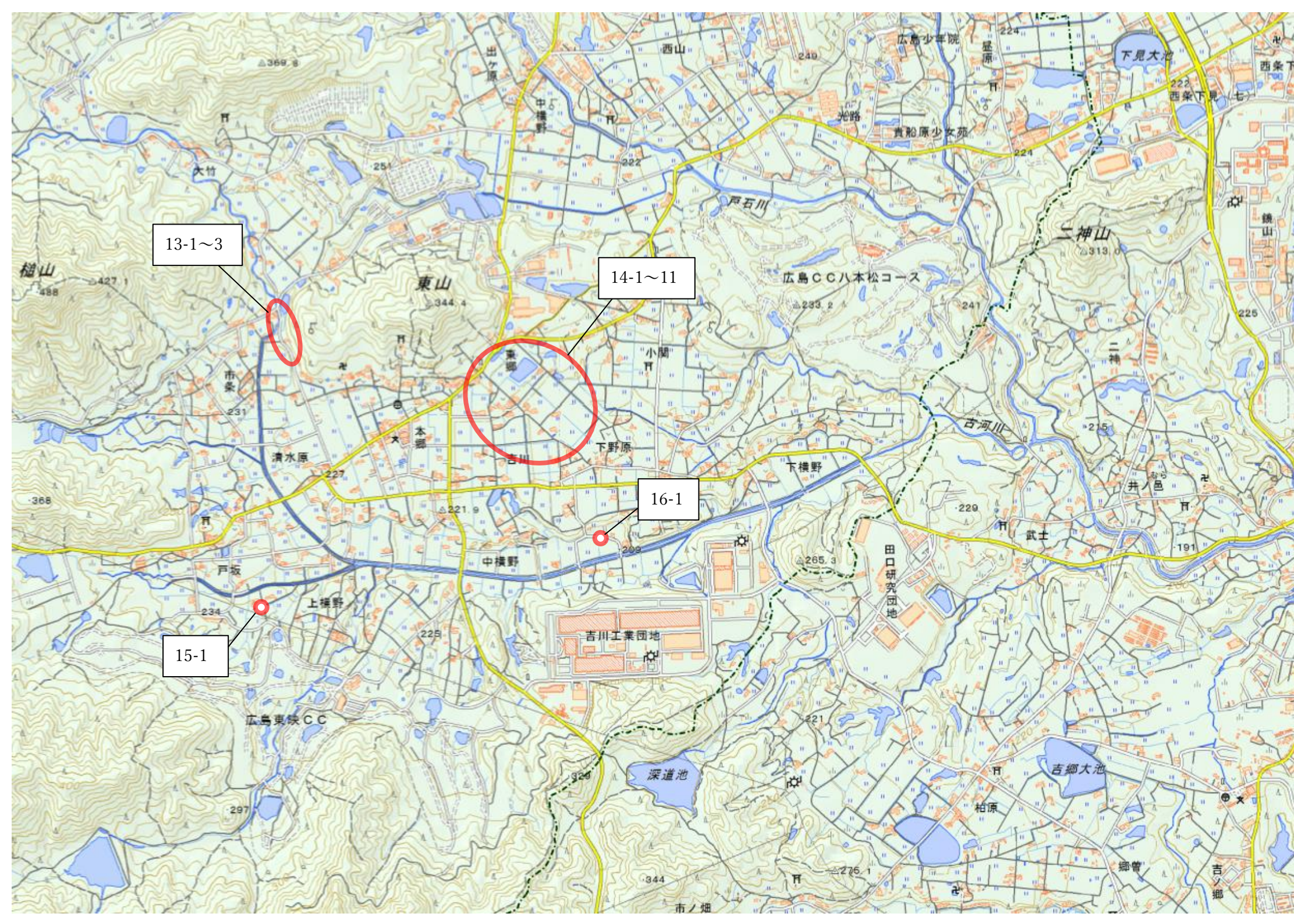


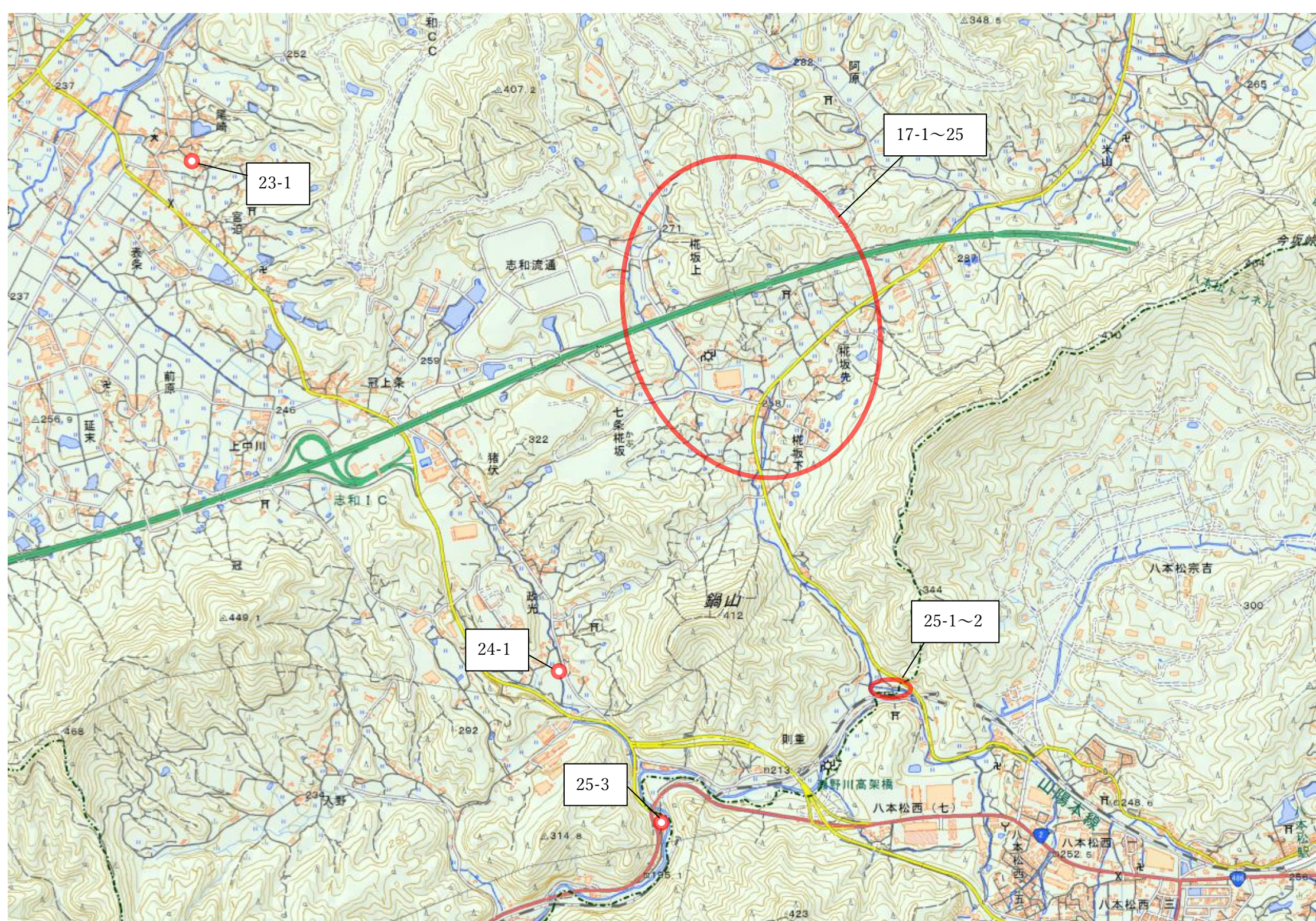
13-1~3

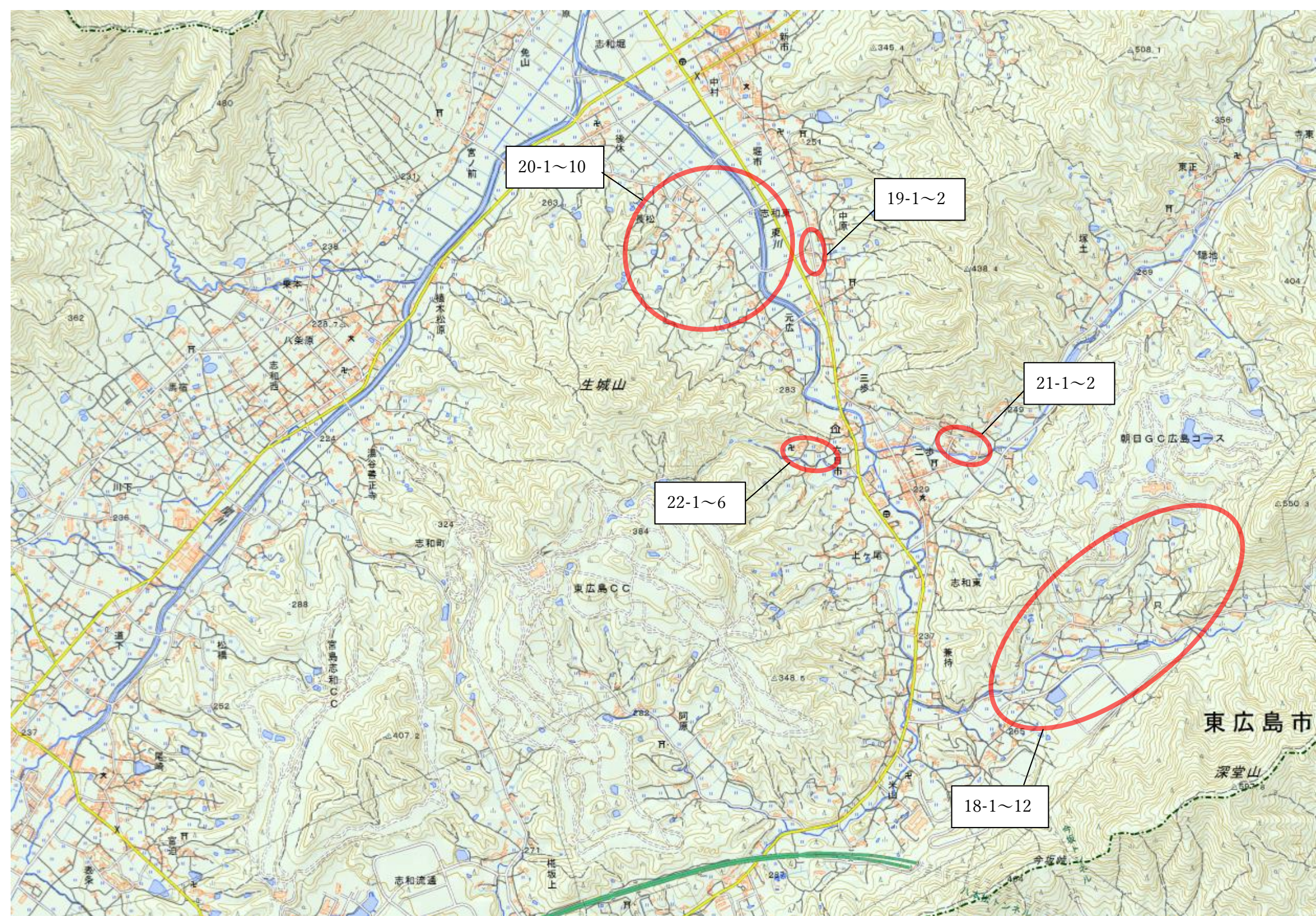
14-1~11

16-1

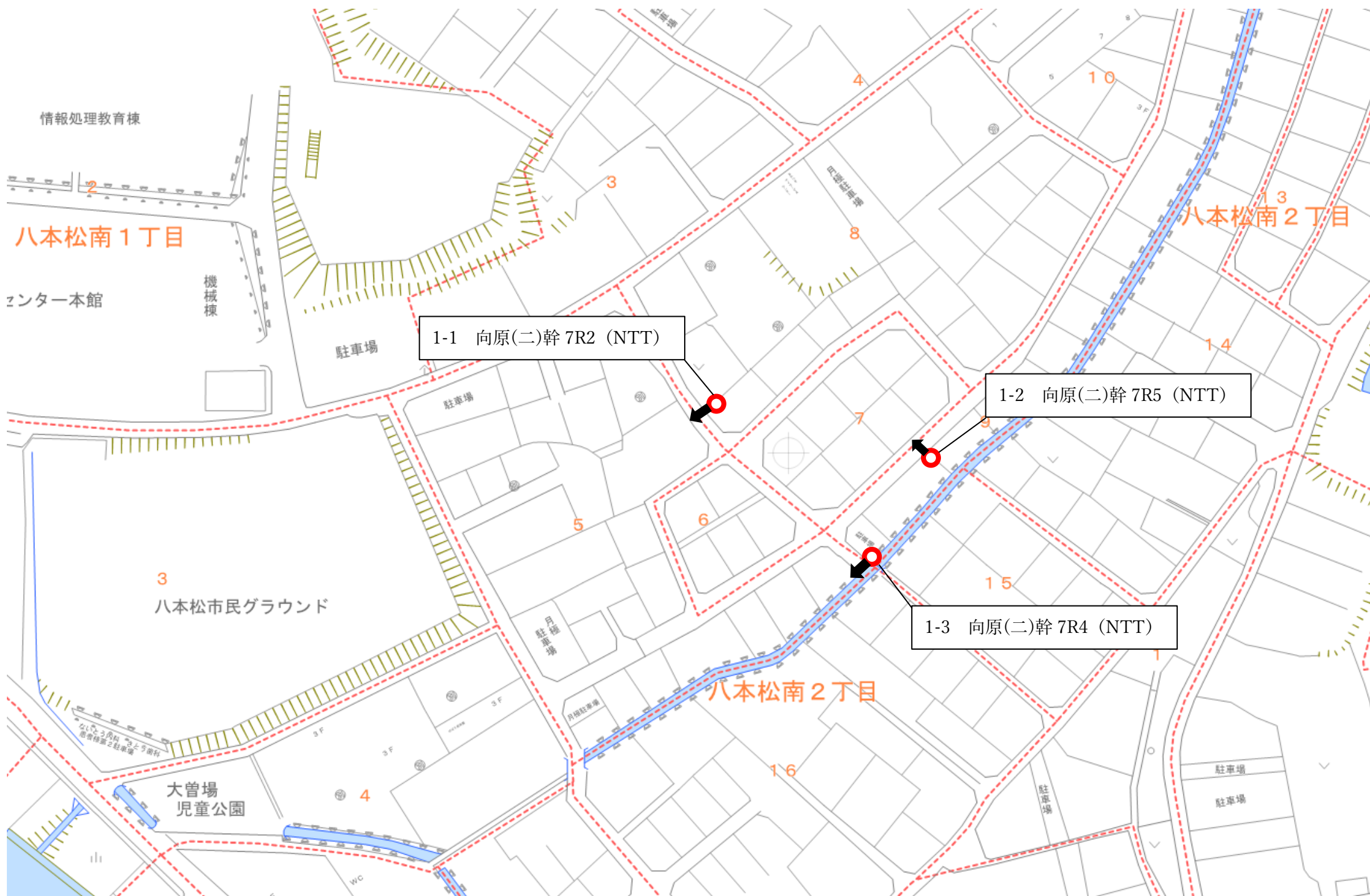
15-1

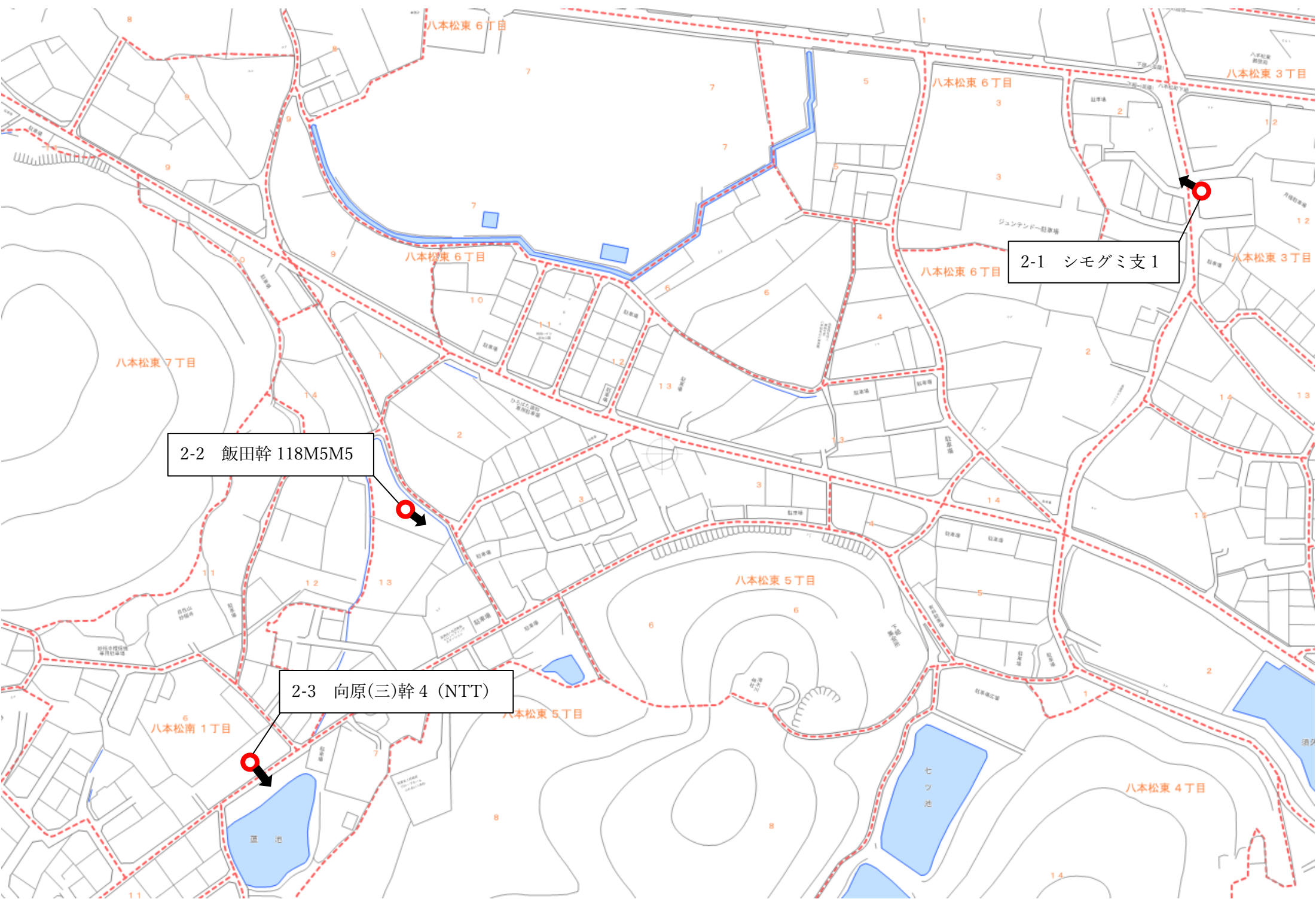


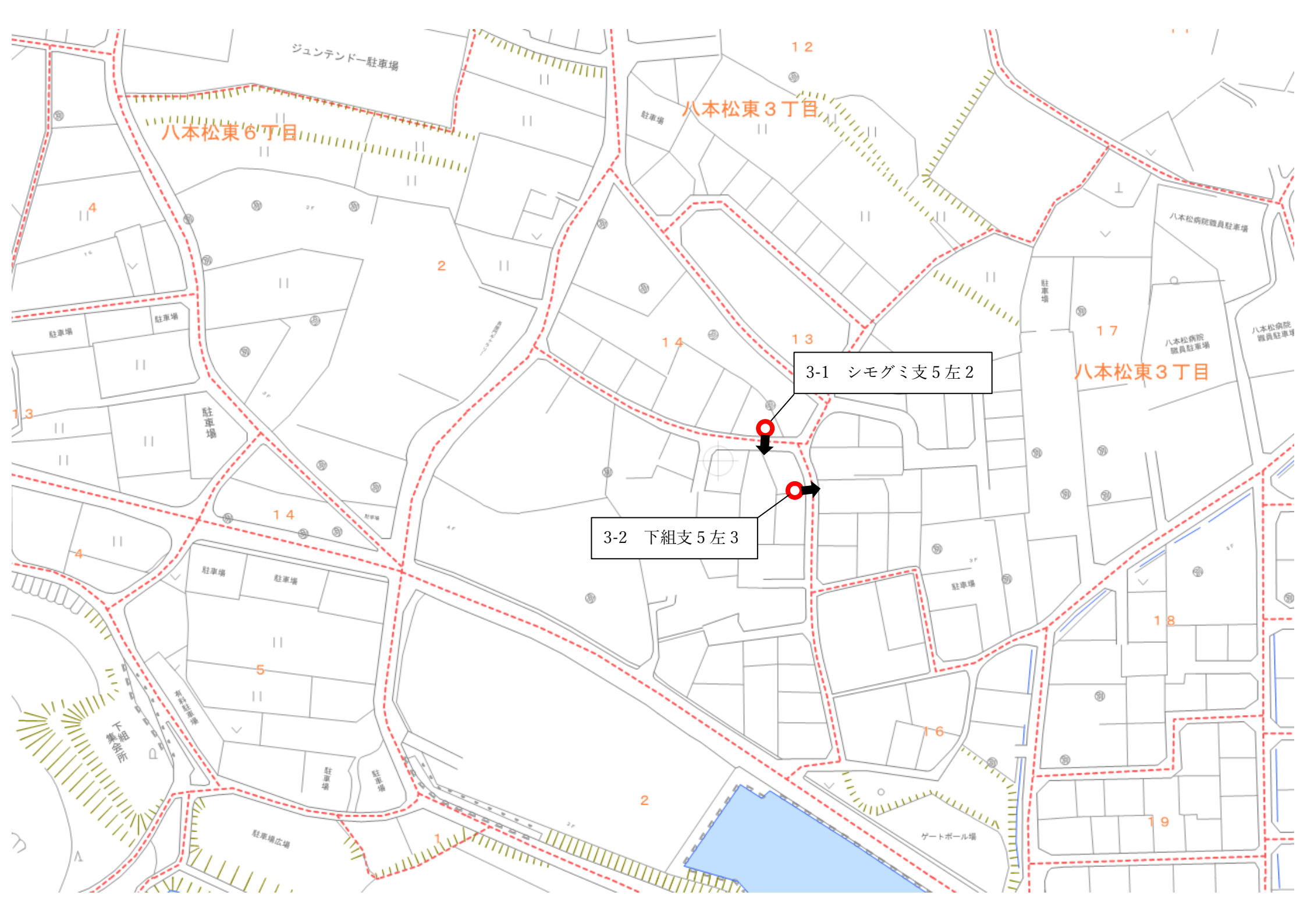




令和 8 年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 防犯灯設置工事 位置図







八本松東6丁目

八本松東3丁目

八本松東3丁目

3-1 シモグミ支5左2

3-2 下組支5左3





5-1 構内柱 (八本松地域センター)

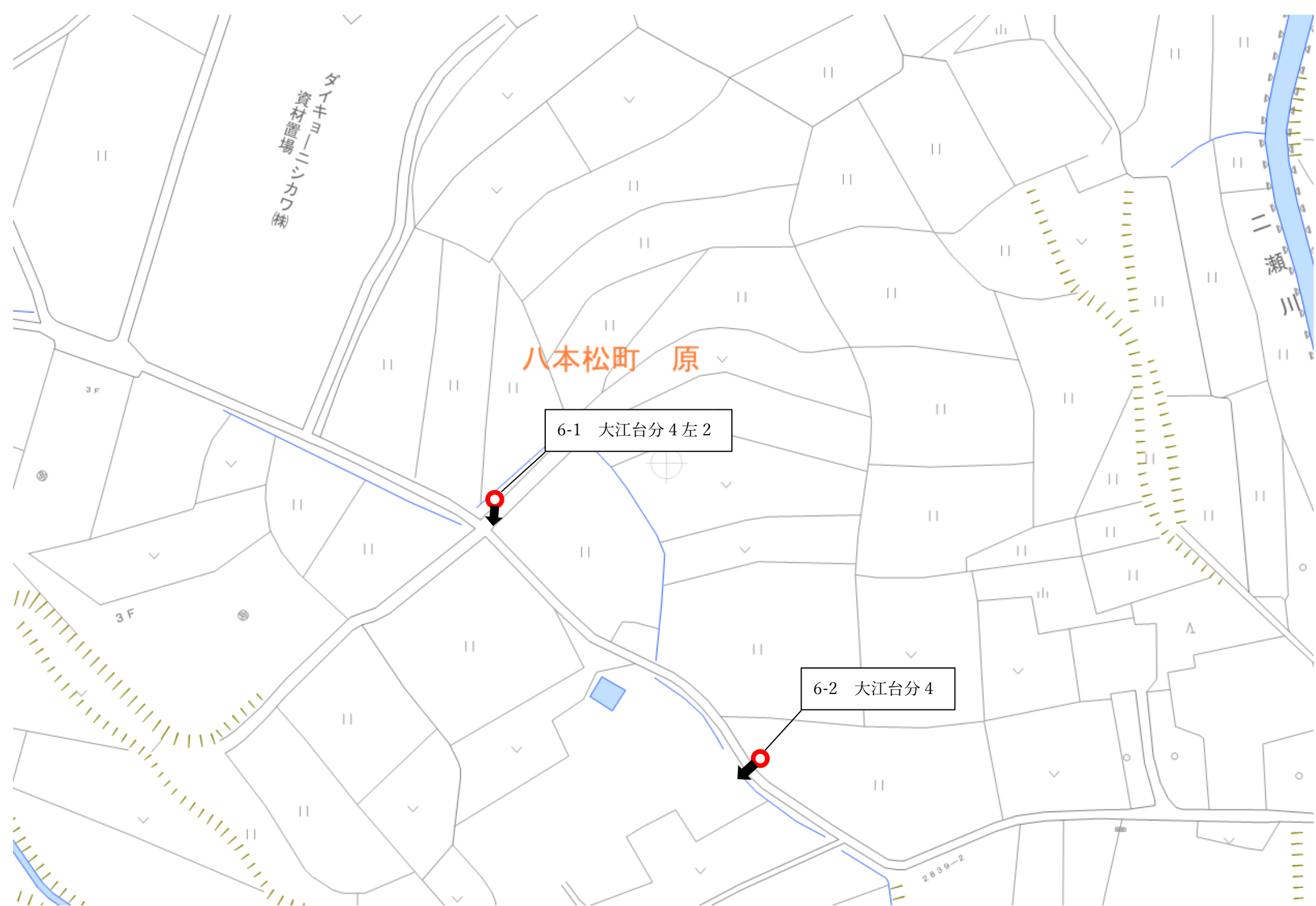
駐車場

東広島市
八本松地域センター

七ツ池

八本松高架橋

七ツ池

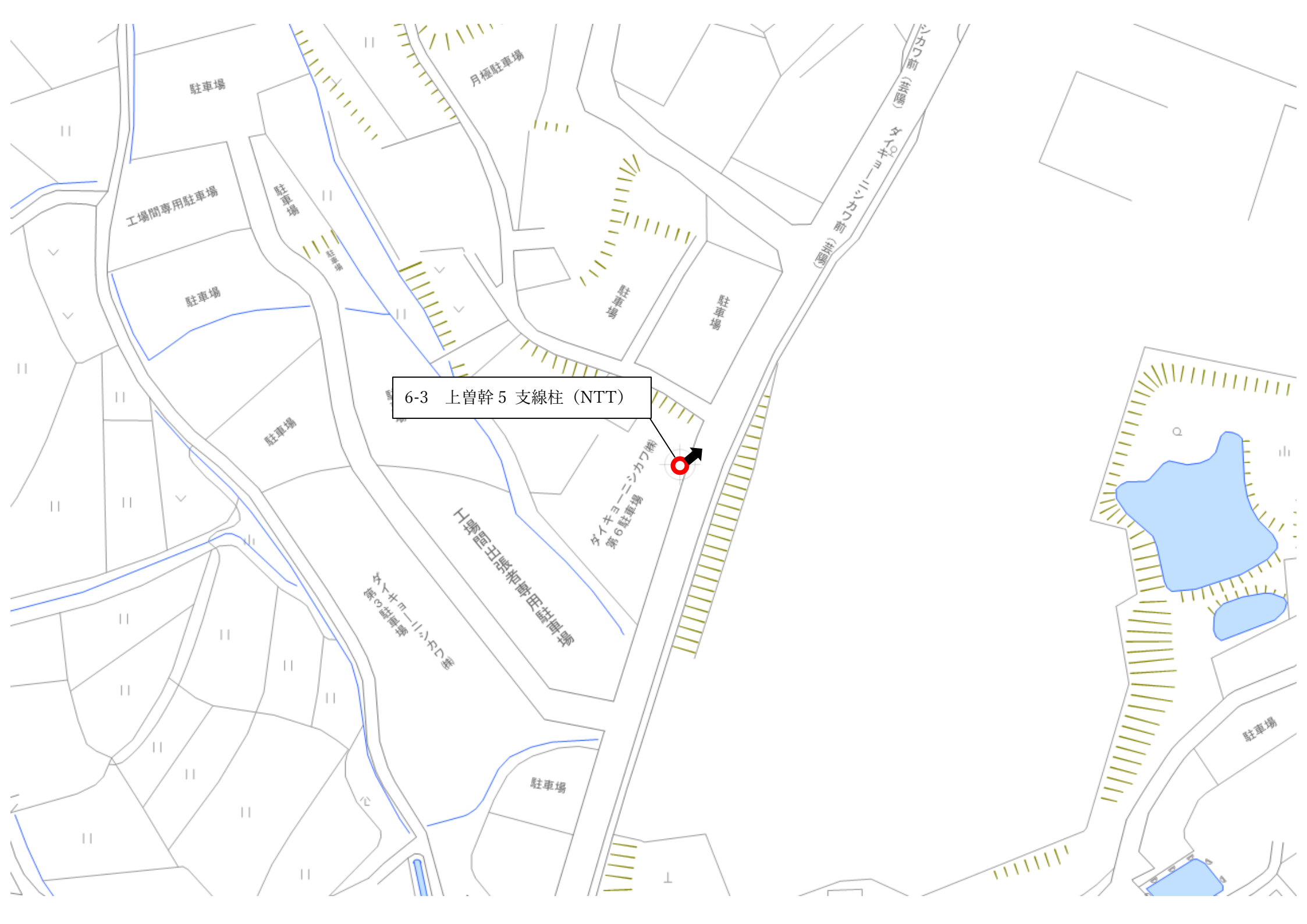


八本松町 原

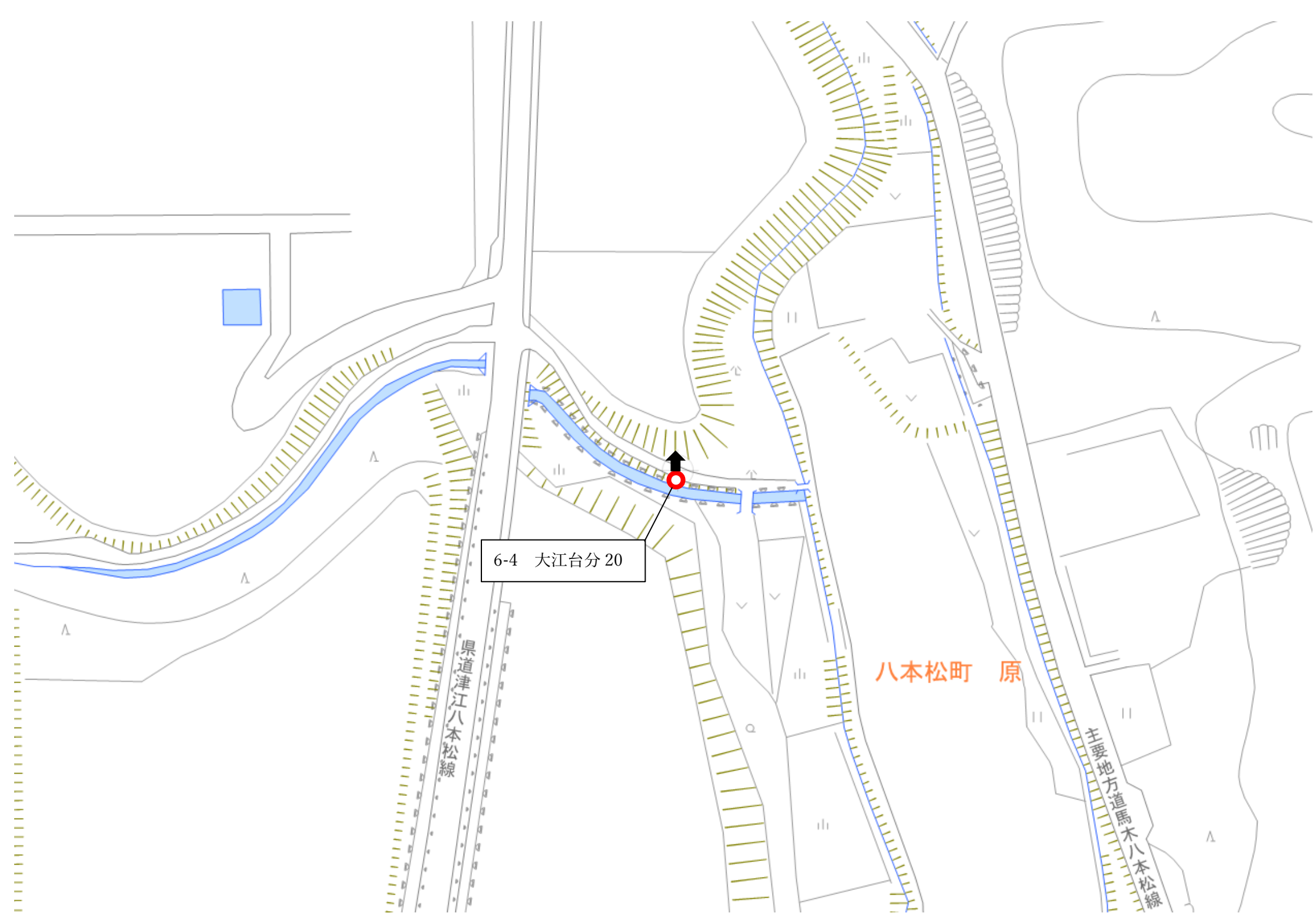
6-1 大江台分4左2

6-2 大江台分4

2839-2



6-3 上曾幹 5 支線柱 (NTT)





7-1 西(三)幹 18L5L1D (NTT)

八本松町 原

八本松町 原

八本松町 原

県道津江八本松線

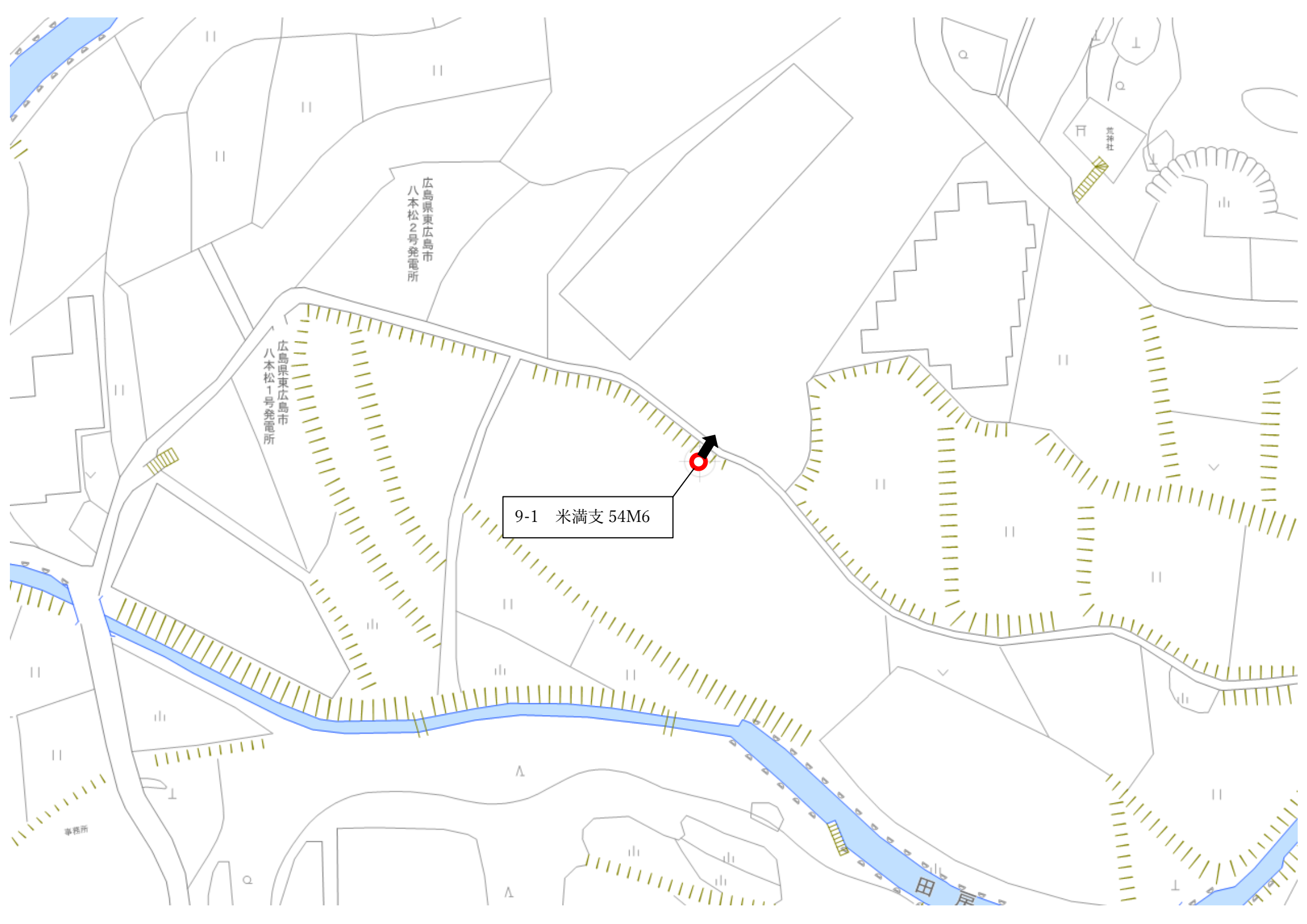
新 関 池

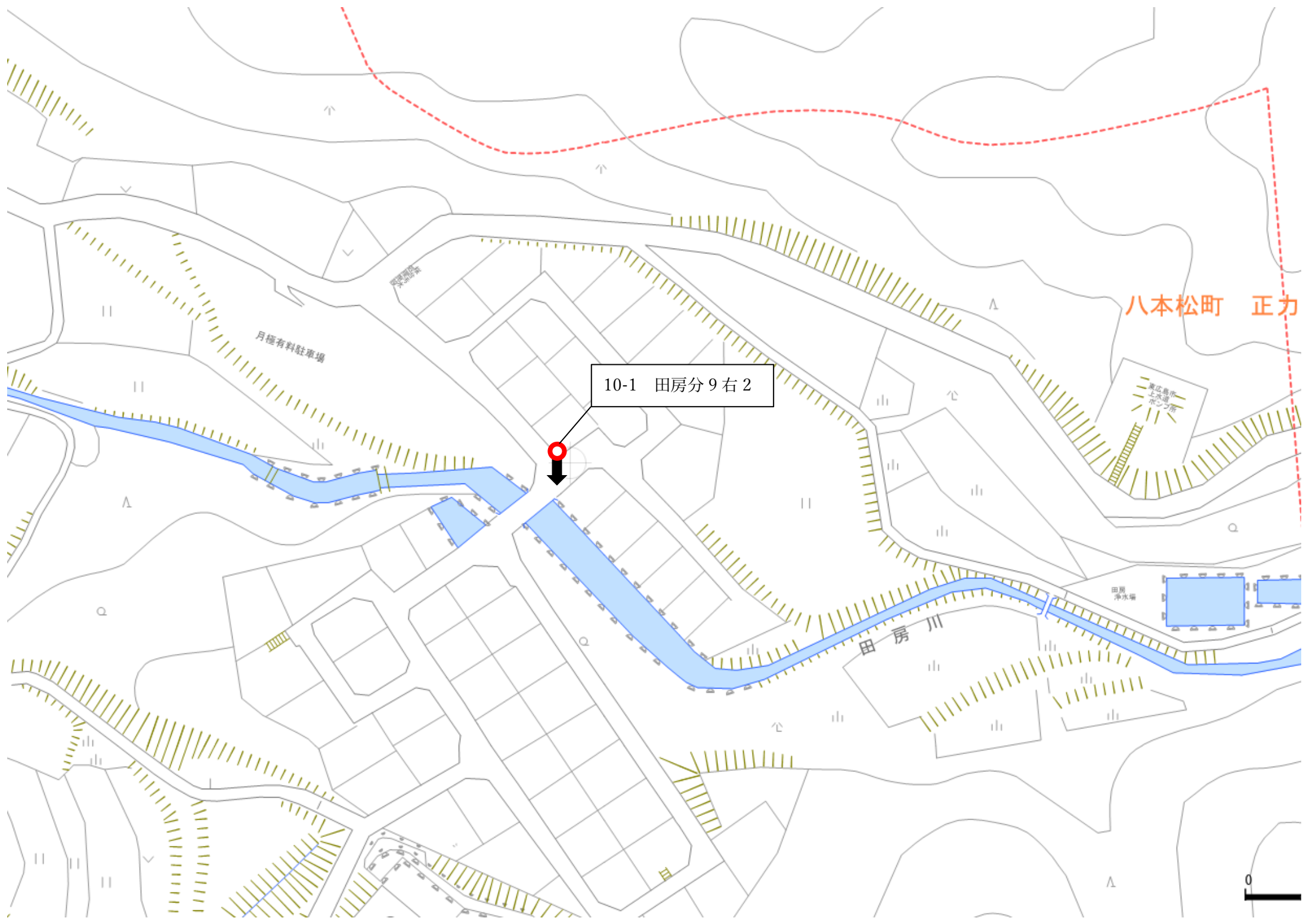
8-1 出ヶ原幹 1R3 (NTT)

尻 池

尻 池

小関大池





10-1 田房分9右2

八本松町 正力

東広島市
上水道
ポンプ所

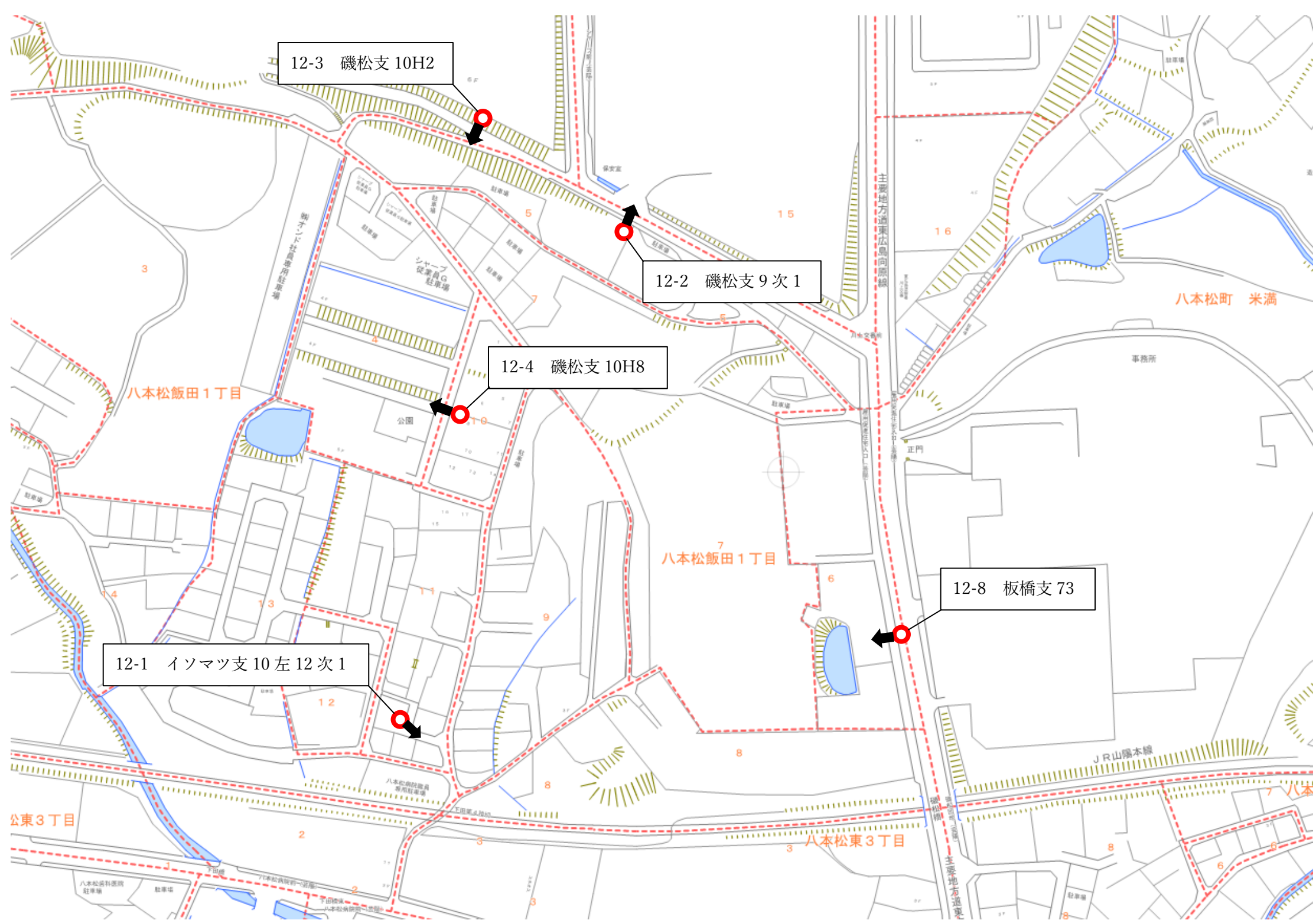
田房
浄水場

田房川

月極有料駐車場

0





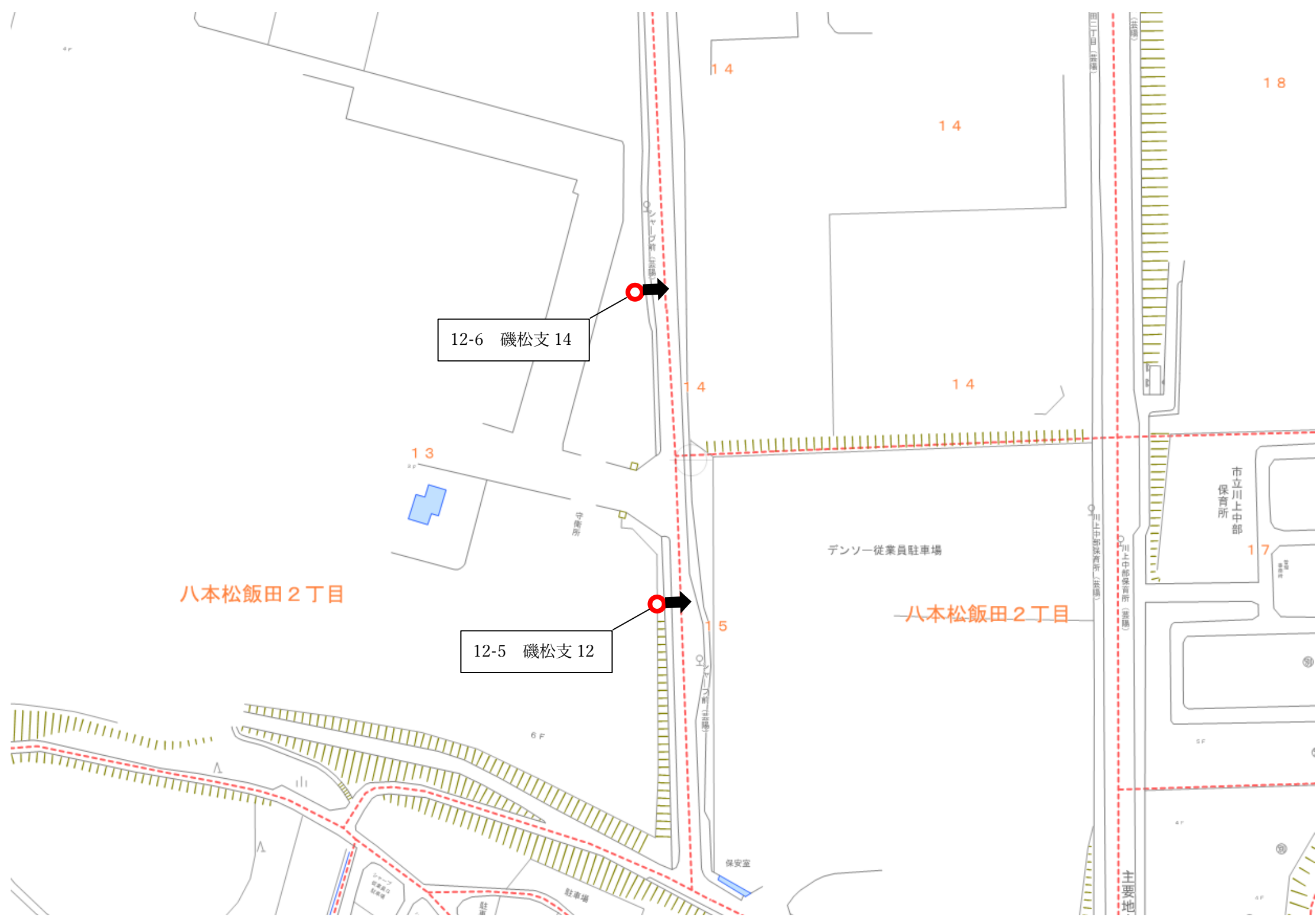
12-3 磯松支 10H2

12-2 磯松支 9 次 1

12-4 磯松支 10H8

12-8 板橋支 73

12-1 イソマツ支 10 左 12 次 1



12-6 磯松支 14

12-5 磯松支 12

八本松飯田 2 丁目

八本松飯田 2 丁目

デンソー従業員駐車場

市立川上中部
保育所

主要地

保安室

駐車場

駐車

シャープ
販売店
駐車場

6 F

オート
バス
前
(社用)

1 5

1 4

1 4

1 4

1 8

1 7

1 3



第1工場

第2工場

第3工場

第4工場

第6工場

第5工場

3F

事務所

WC

守衛所

12-7 中畝支 36M2H1

ガーデニング基地
花の苑

磯松天龍寺墓苑

シャープ広島
スポーツセンター

八本松飯田
六丁目公園

県道造賀八本松線

13

12

11

10

2

9

3

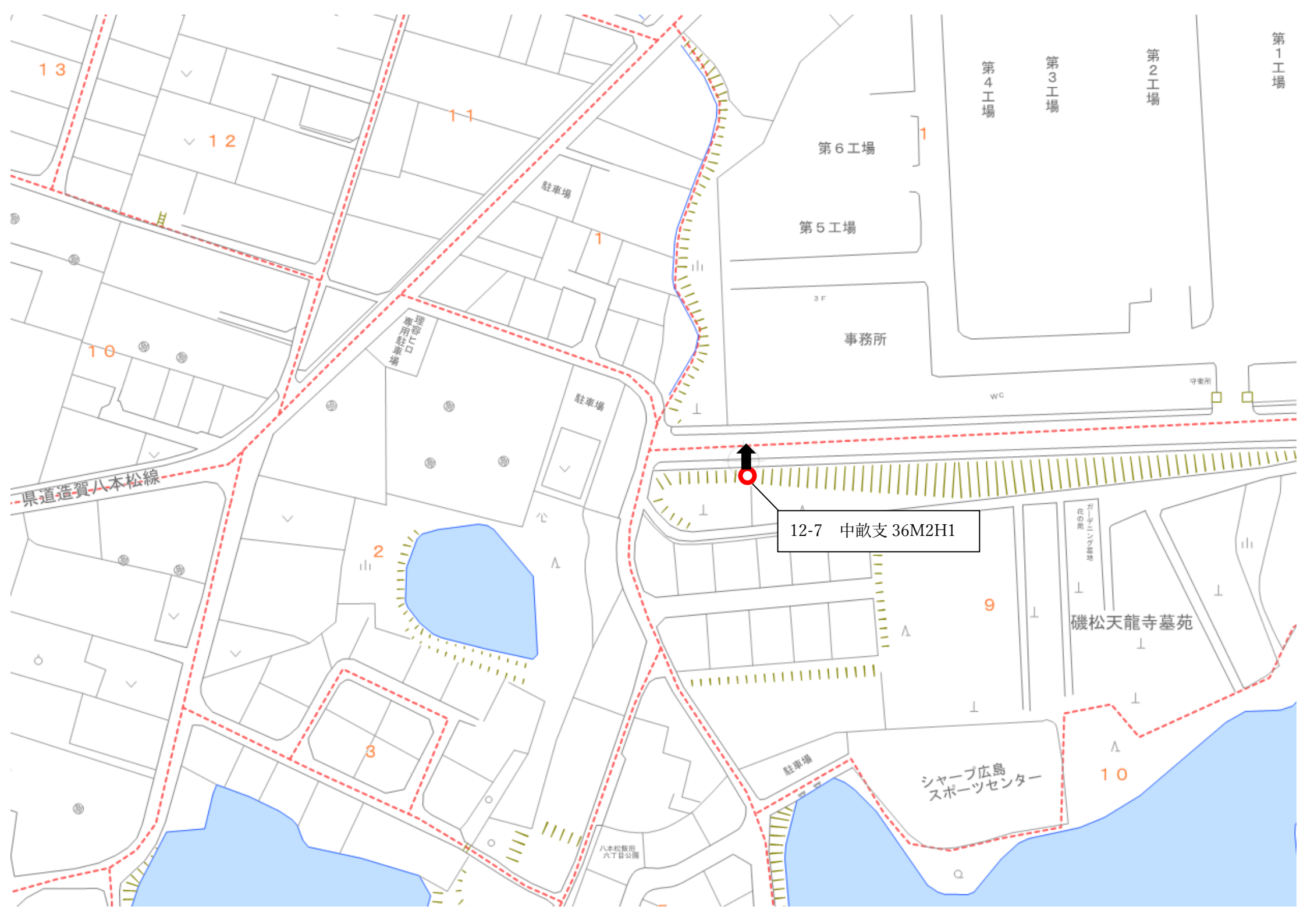
10

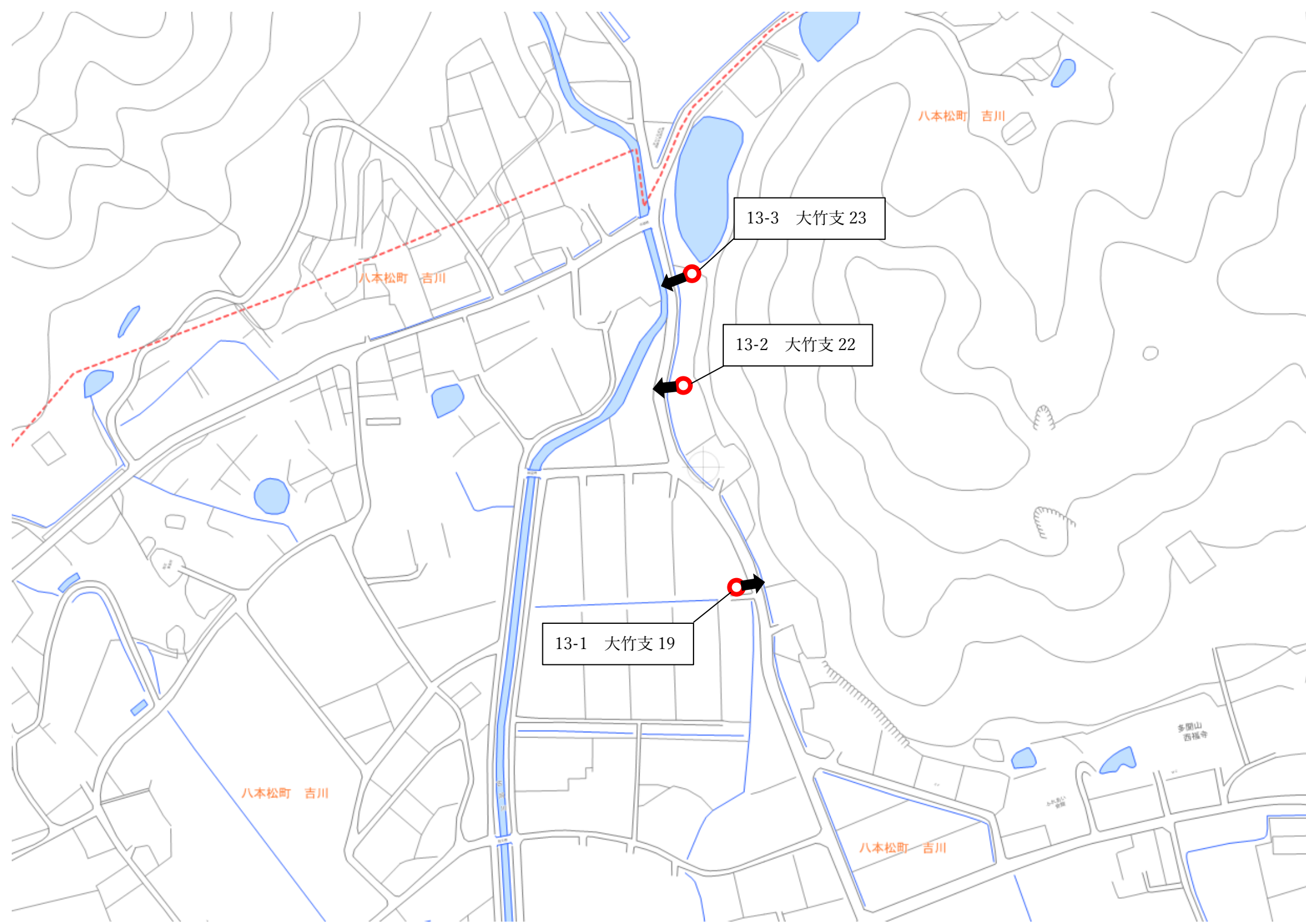
駐車場

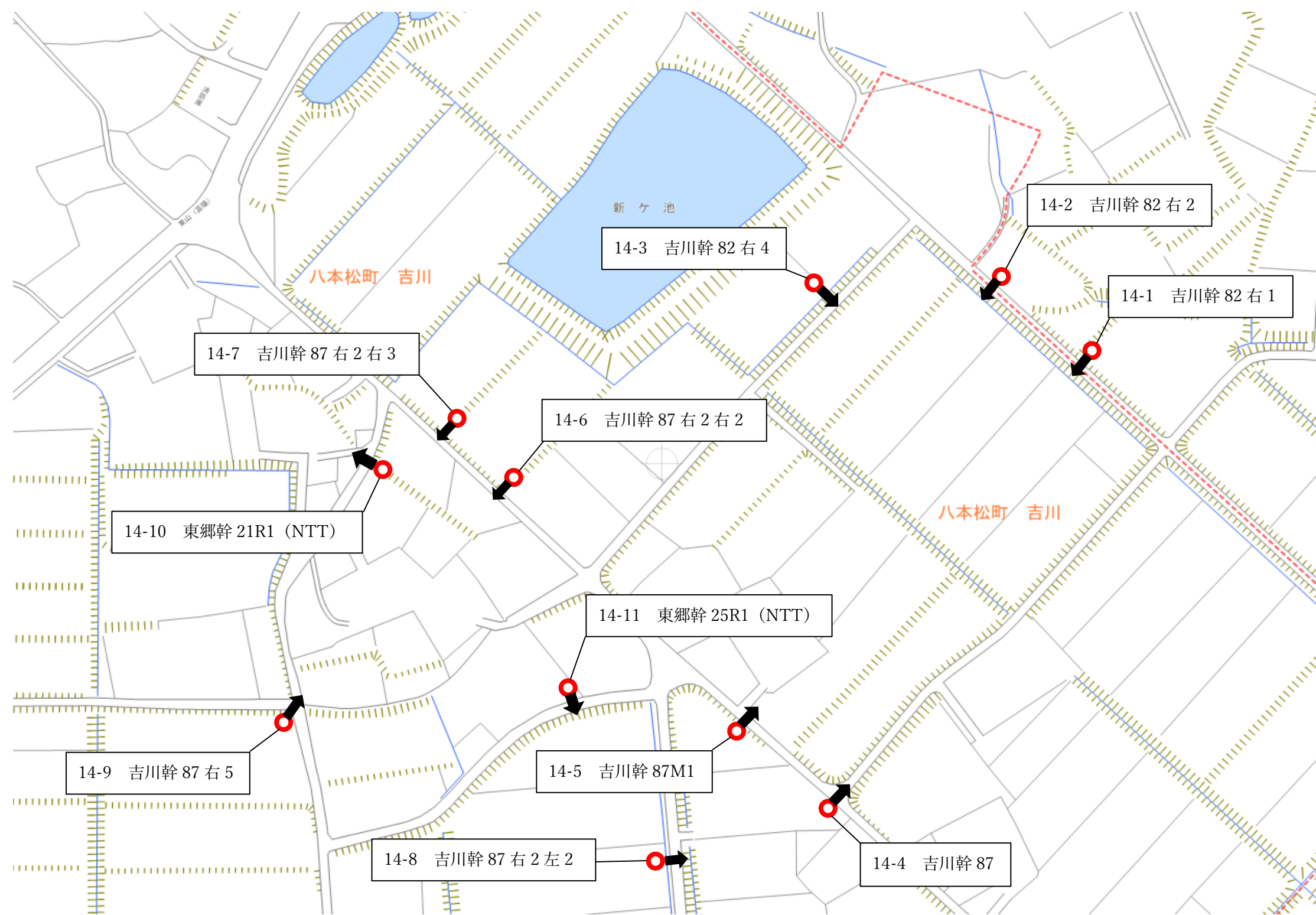
駐車場

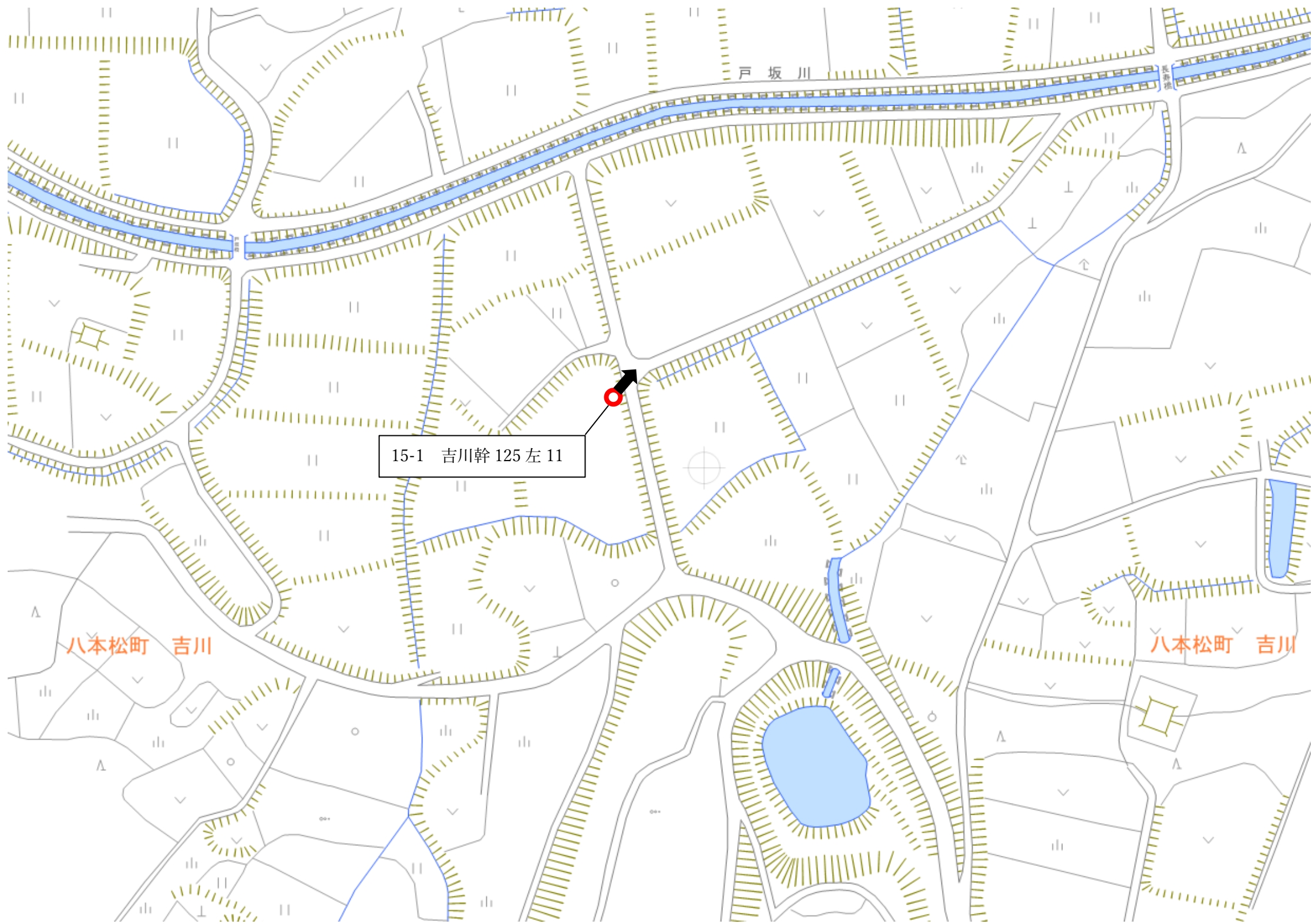
駐車場

埋蔵文化
調査区画
専用駐車場









戸坂川

15-1 吉川幹 125 左 11

八本松町 吉川

八本松町 吉川

16-1 下横野支1右5左1



古河川

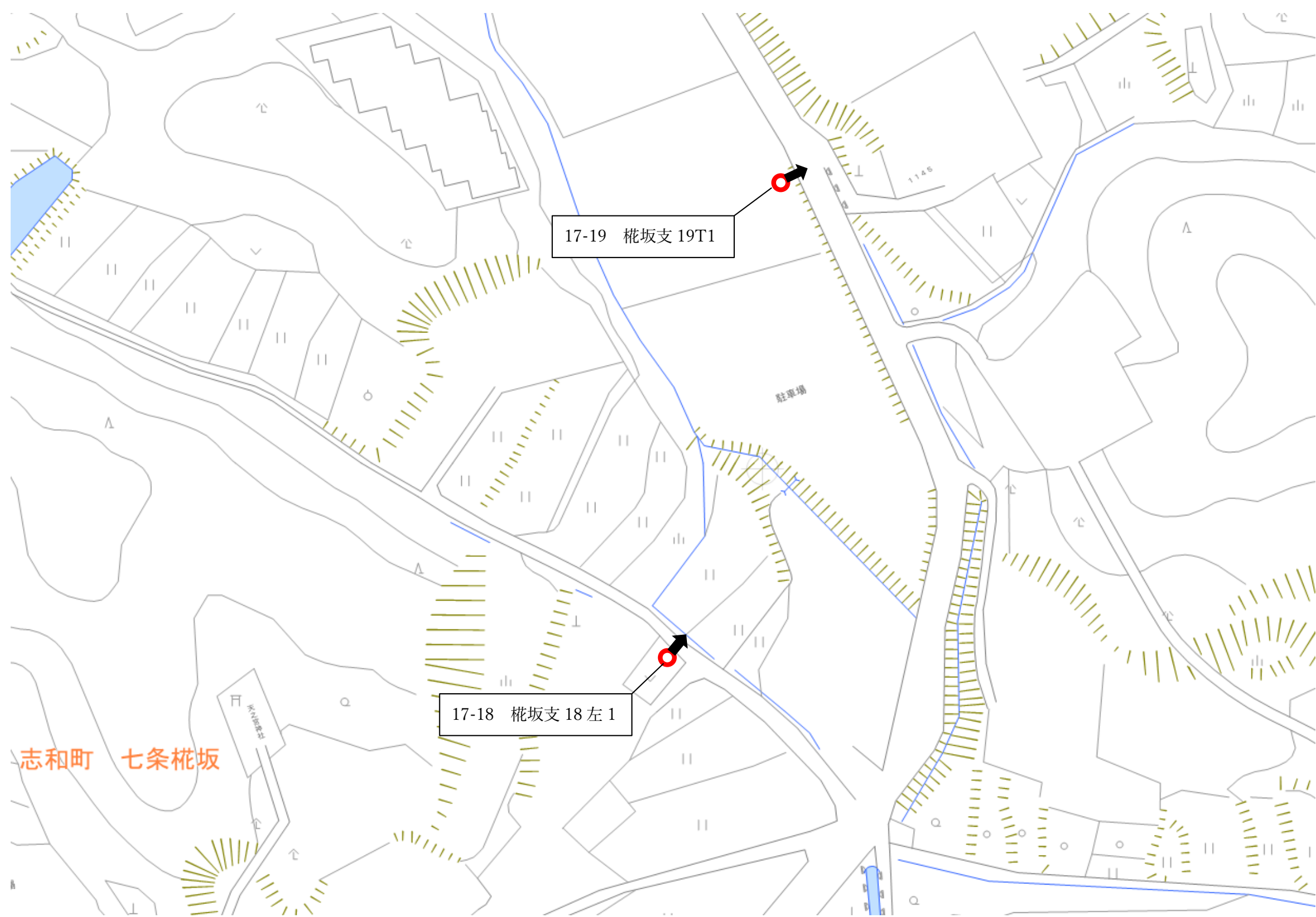
吉川

古河川

吉川第二工業団地

11

11



17-19 栴坂支 19T1

17-18 栴坂支 18左1

志和町 七条栴坂

駐車場

17-1 カブサカ支 12

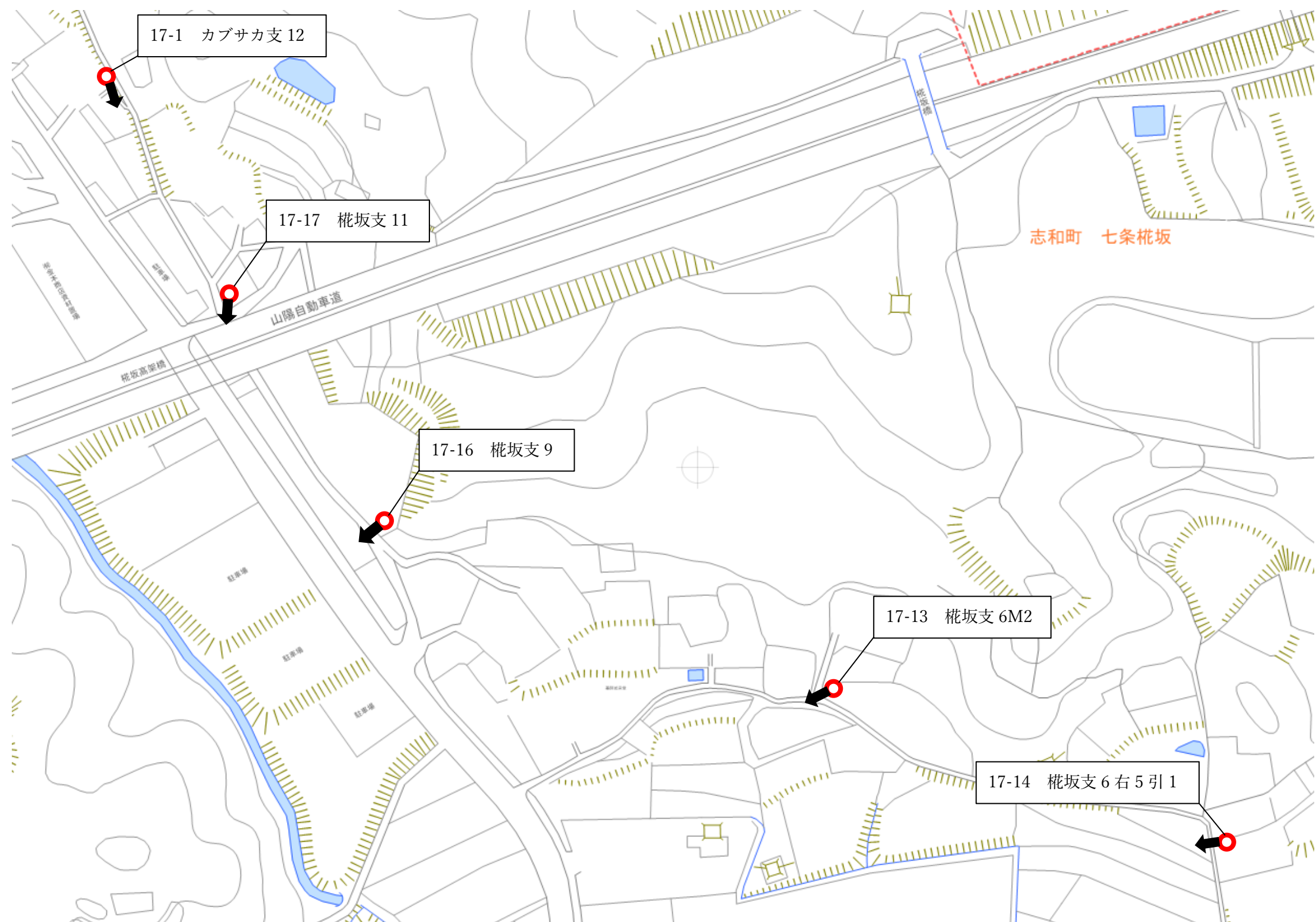
17-17 栲坂支 11

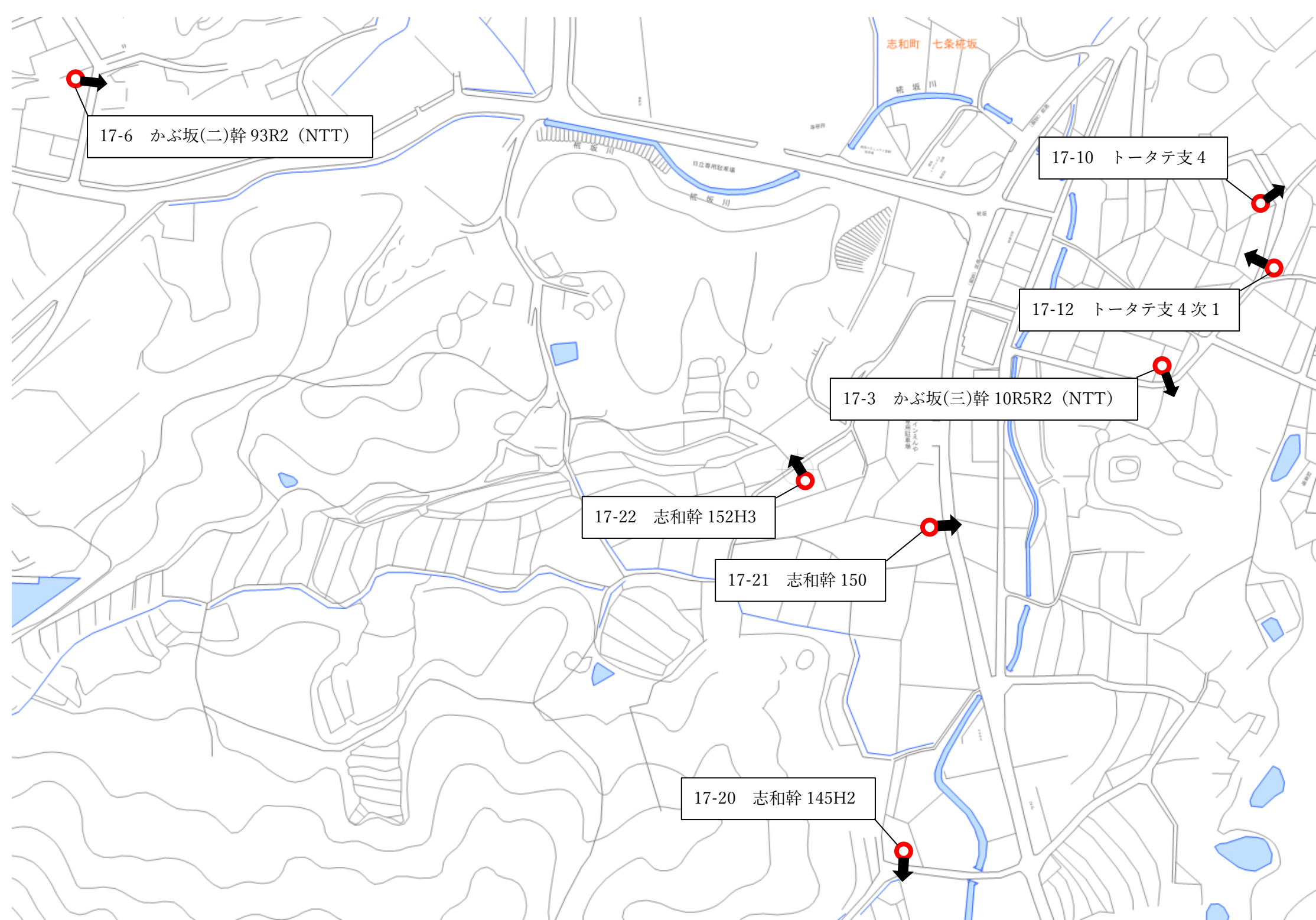
17-16 栲坂支 9

17-13 栲坂支 6M2

17-14 栲坂支 6 右 5 引 1

志和町 七条栲坂





志和町 七条栂坂

17-5 かぶ坂(三)幹 21 (NTT)

17-4 かぶ坂(三)幹 20R1 (NTT)

17-23 志和幹 160T1H2

17-9 シワヒガシカン 7

17-25 志和東幹 8M1T3

17-7 シワカン 161 次 1

栂坂コミュニティ
スポーツ広場

17-2 かぶ坂(三)11 (NTT)

志和町 七条栂坂

17-24 志和東幹 3M2

17-8 シワヒガシカン 1

志和町 七条栂坂

17-15 栂坂支 6 右 6 引 1

17-11 トータテ支 4 左 1

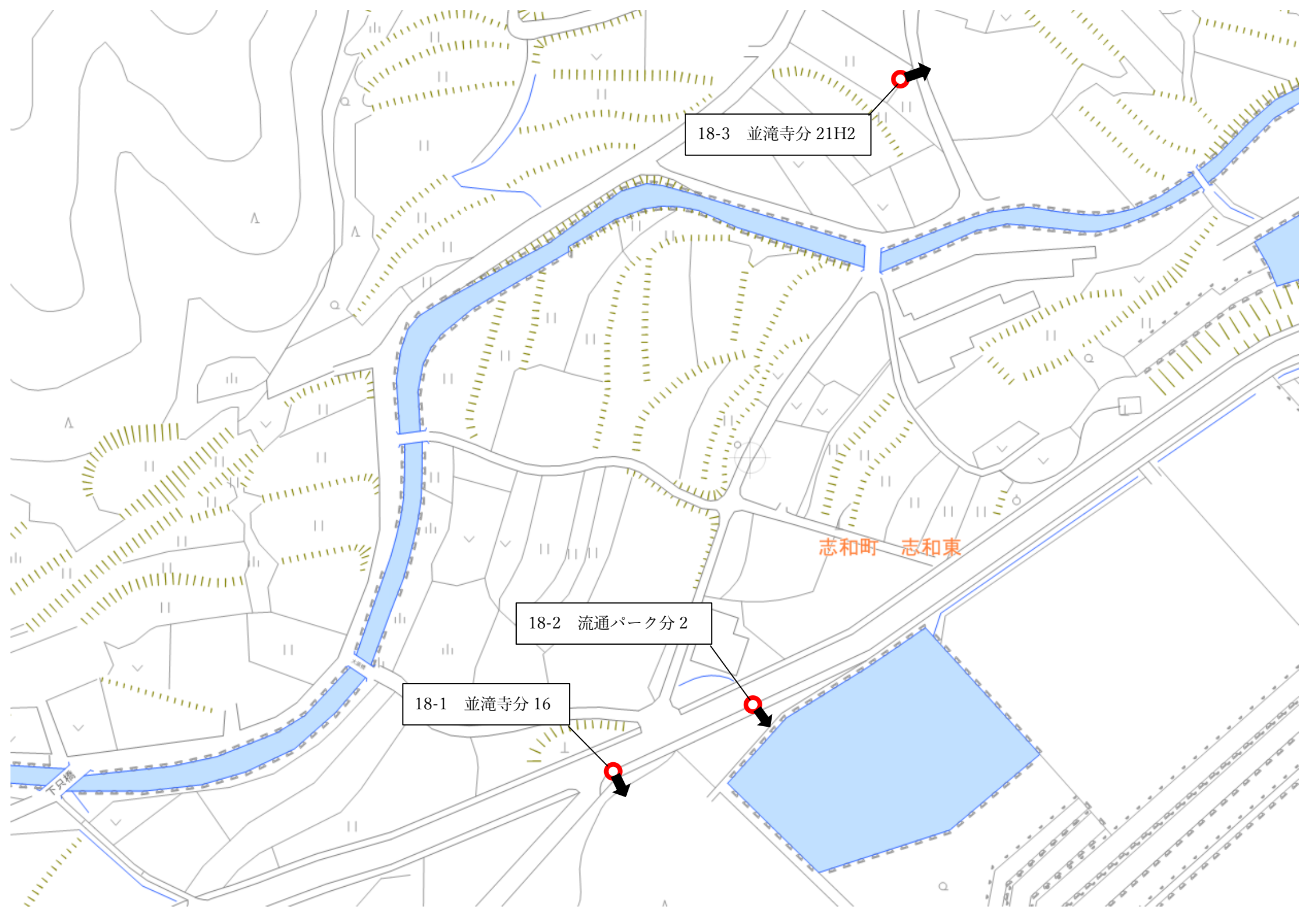
18-3 並滝寺分 21H2

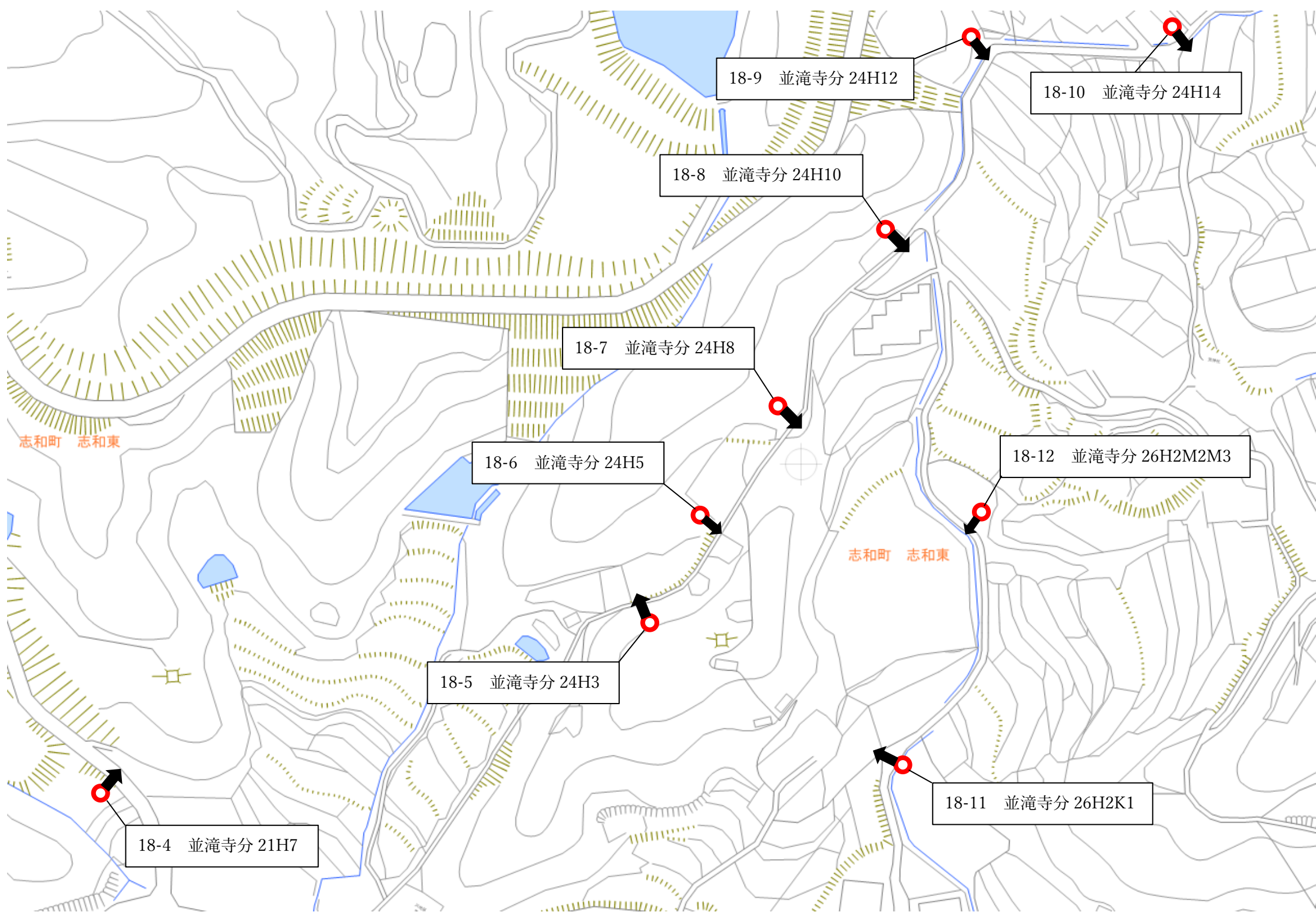
志和町 志和東

18-2 流通パーク分 2

18-1 並滝寺分 16

下只橋





18-9 並滝寺分 24H12

18-10 並滝寺分 24H14

18-8 並滝寺分 24H10

18-7 並滝寺分 24H8

18-6 並滝寺分 24H5

18-12 並滝寺分 26H2M2M3

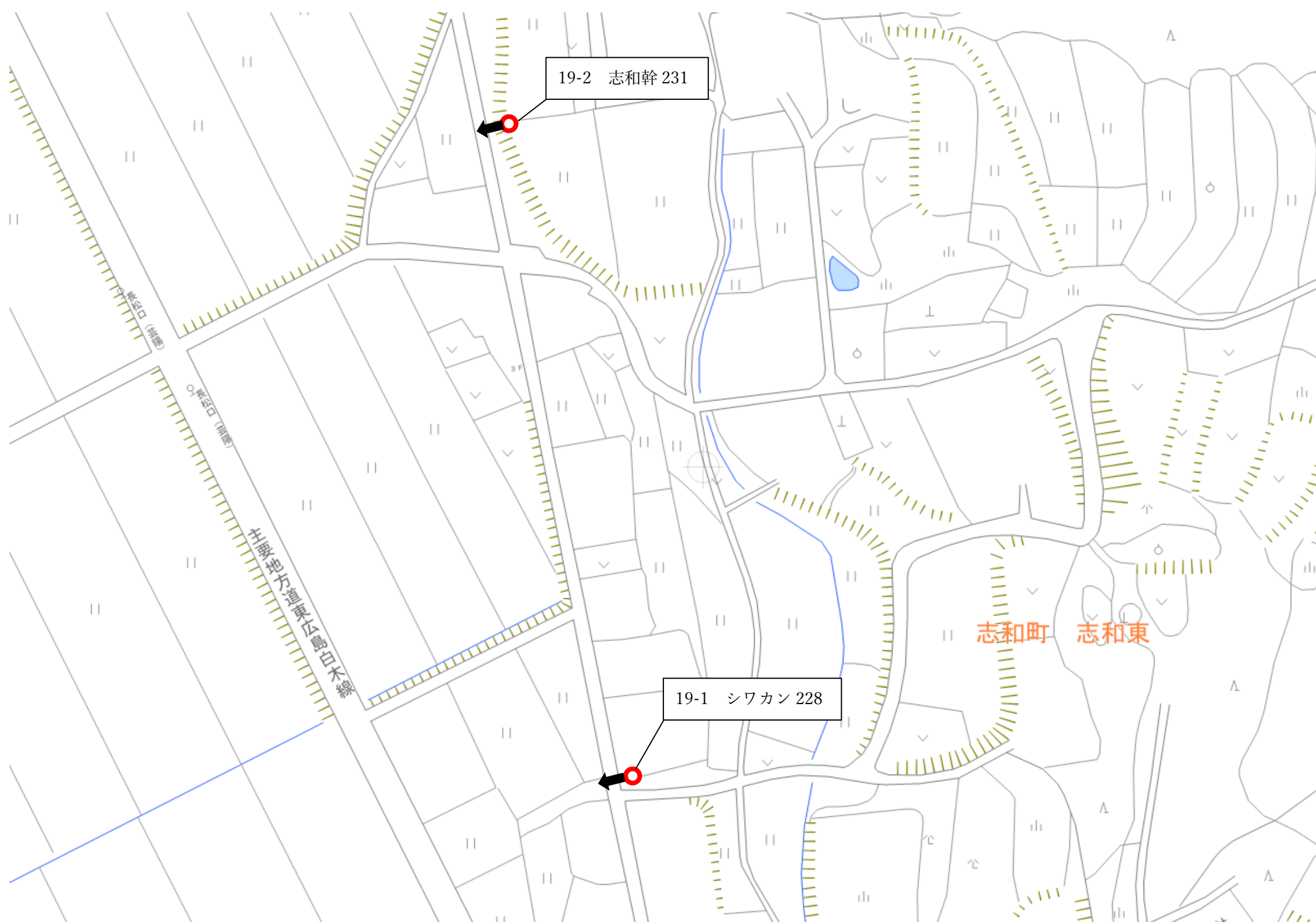
18-5 並滝寺分 24H3

18-4 並滝寺分 21H7

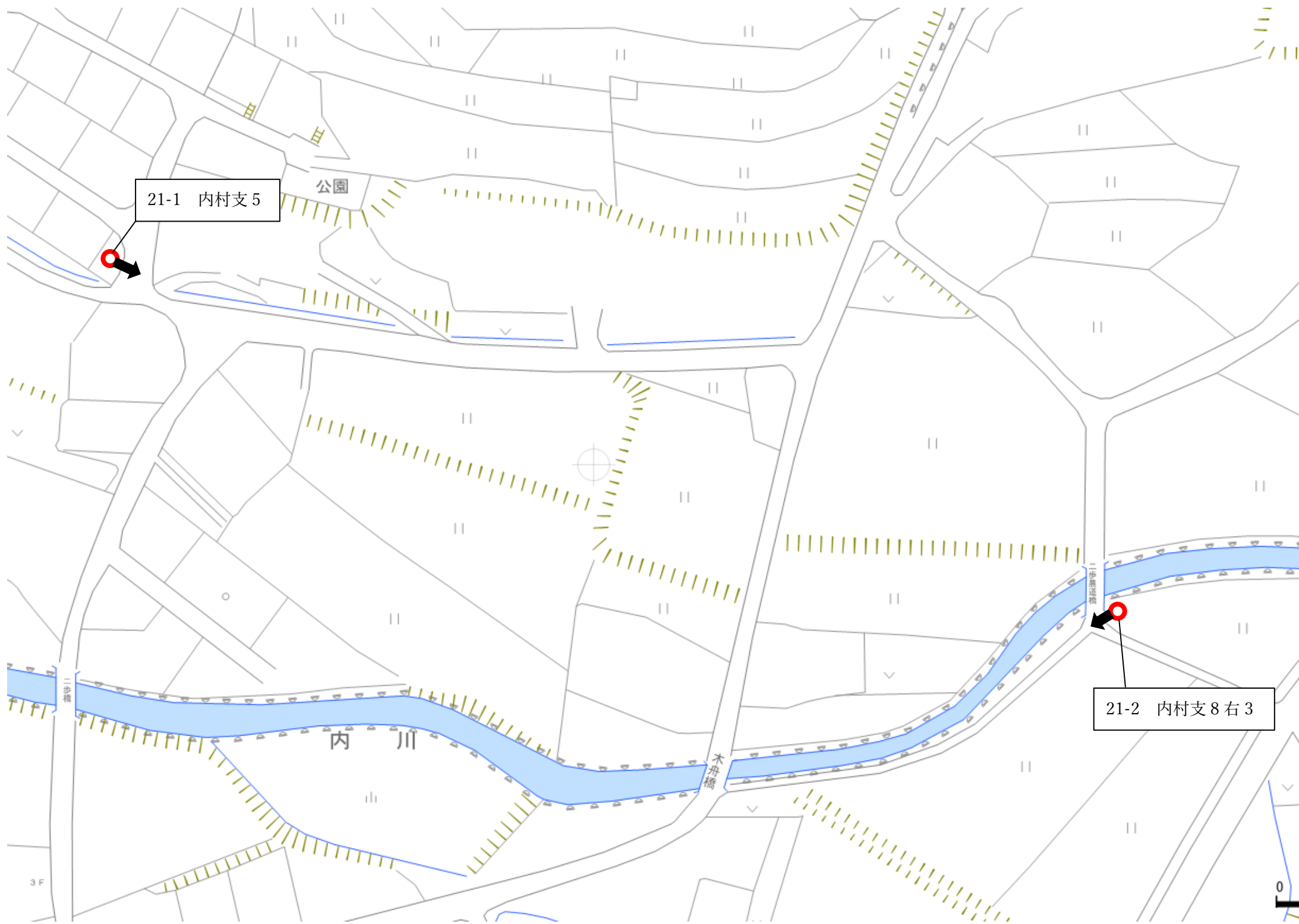
18-11 並滝寺分 26H2K1

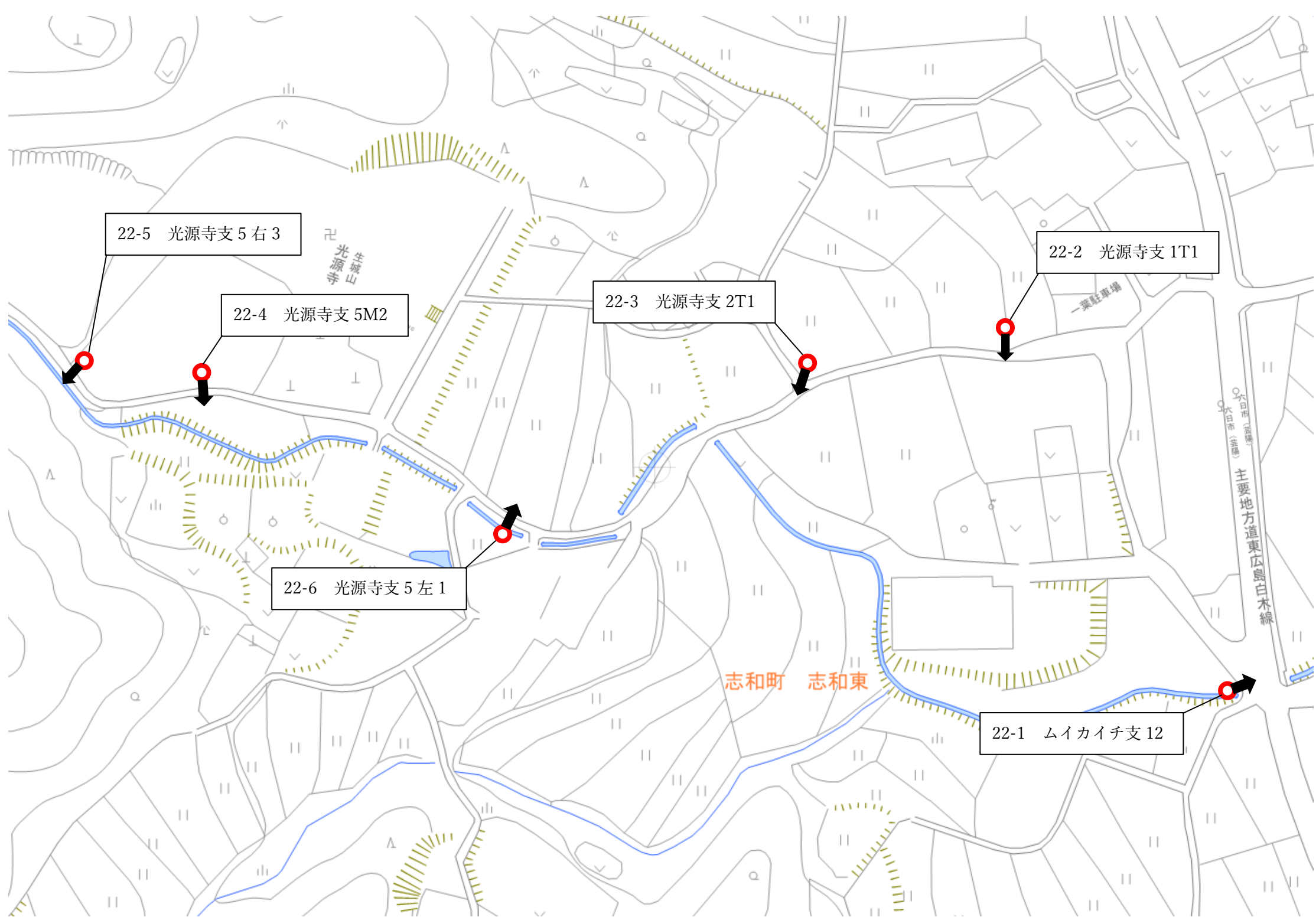
志和町 志和東

志和町 志和東











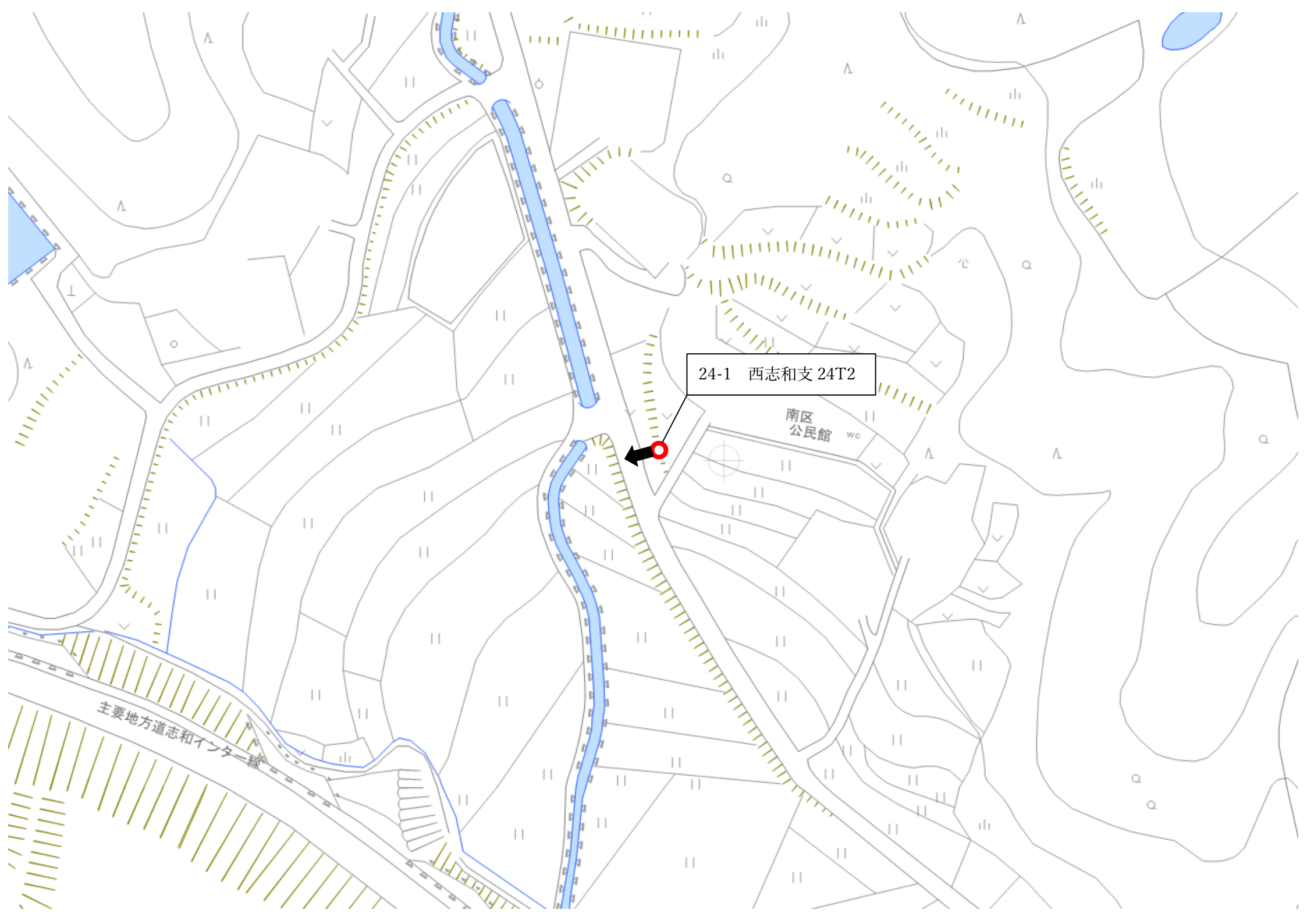
釜底池

23-1 宮尾台分2左2

志和町 七条柁坂

志和町 七条柁坂

七条 (西側)
七条 (東側)



24-1 西志和支 24T2

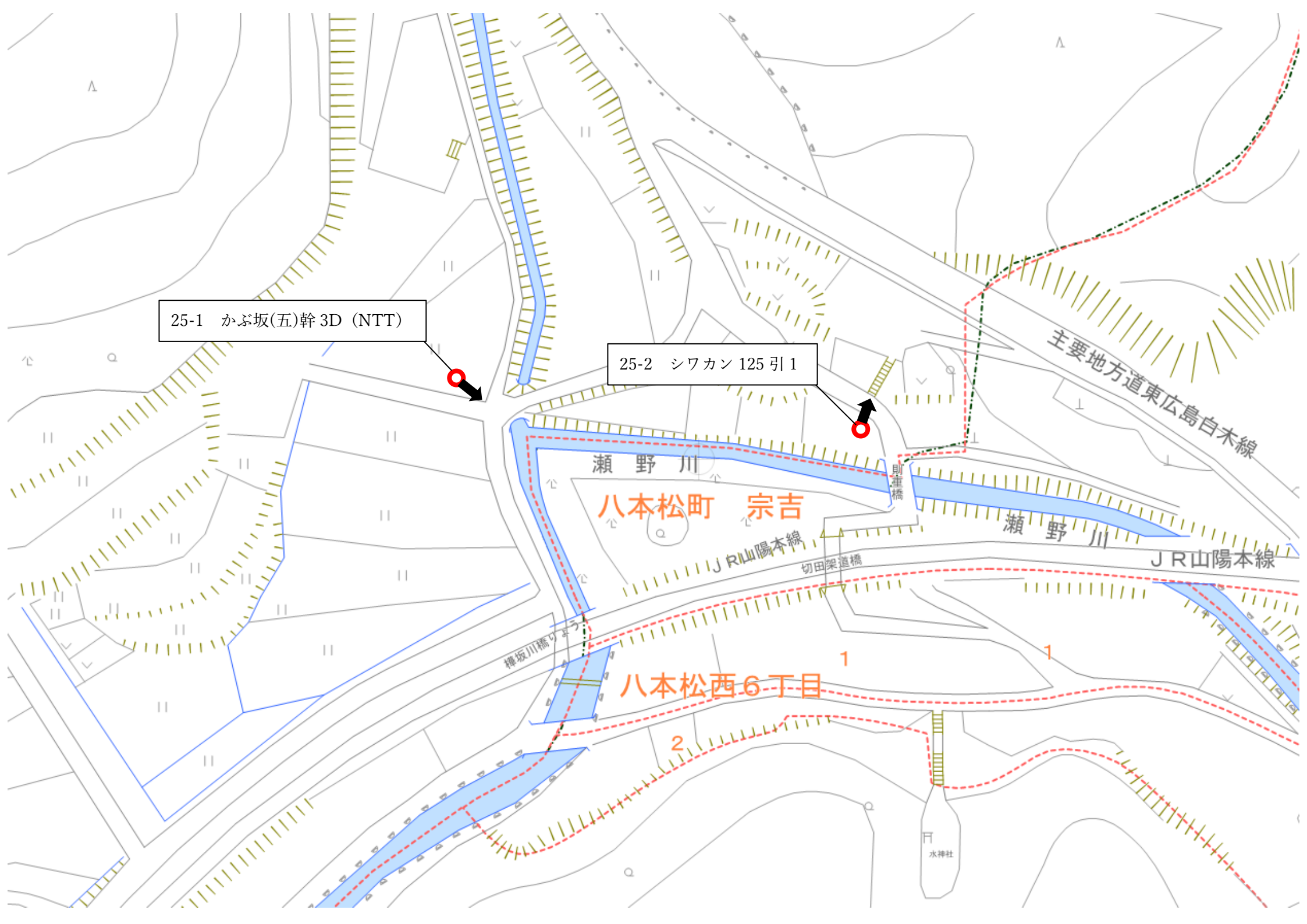
南区
公民館

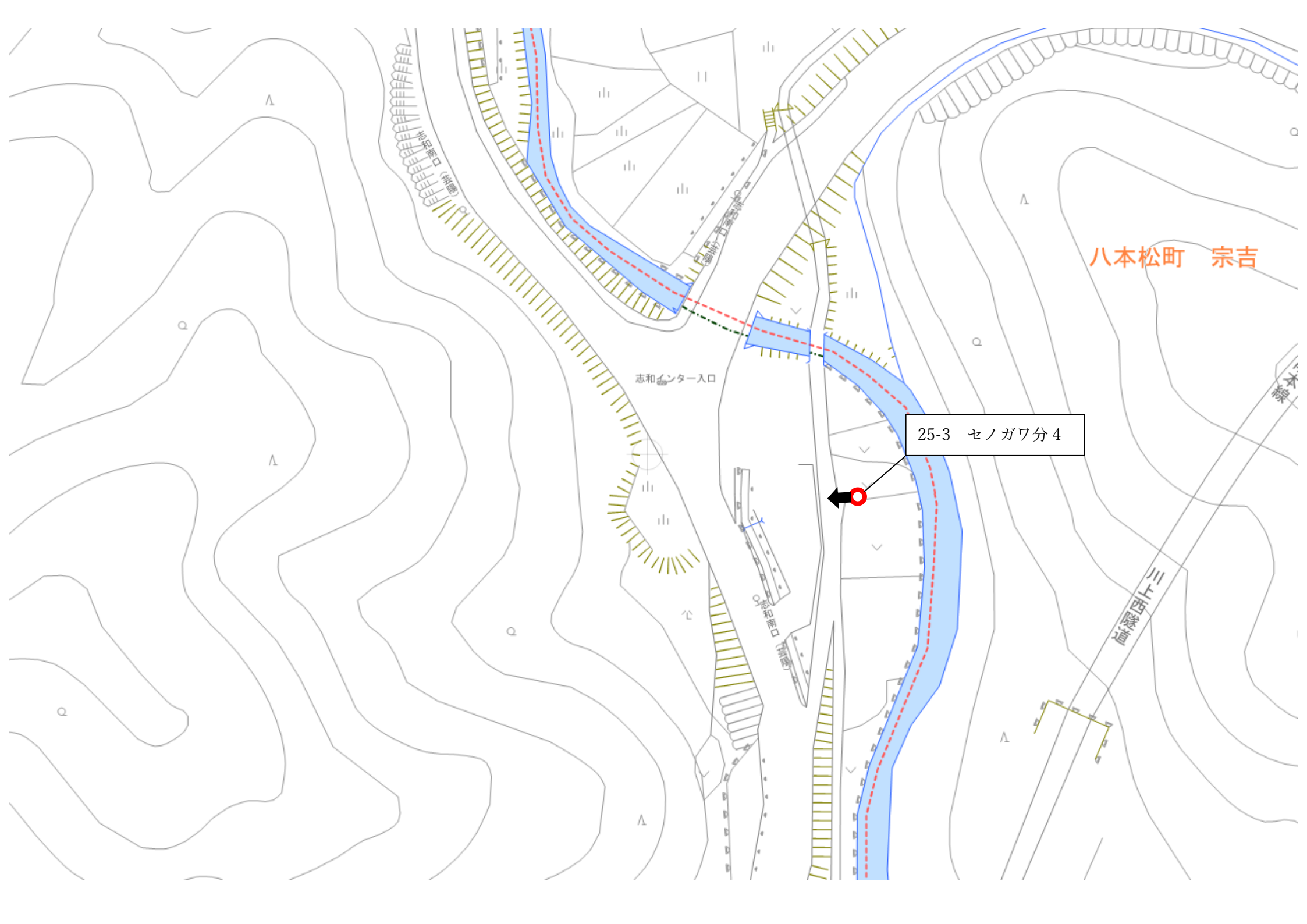
wc

主要地方道志和インター線

25-1 かぶ坂(五)幹 3D (NTT)

25-2 シワカン 125 引 1

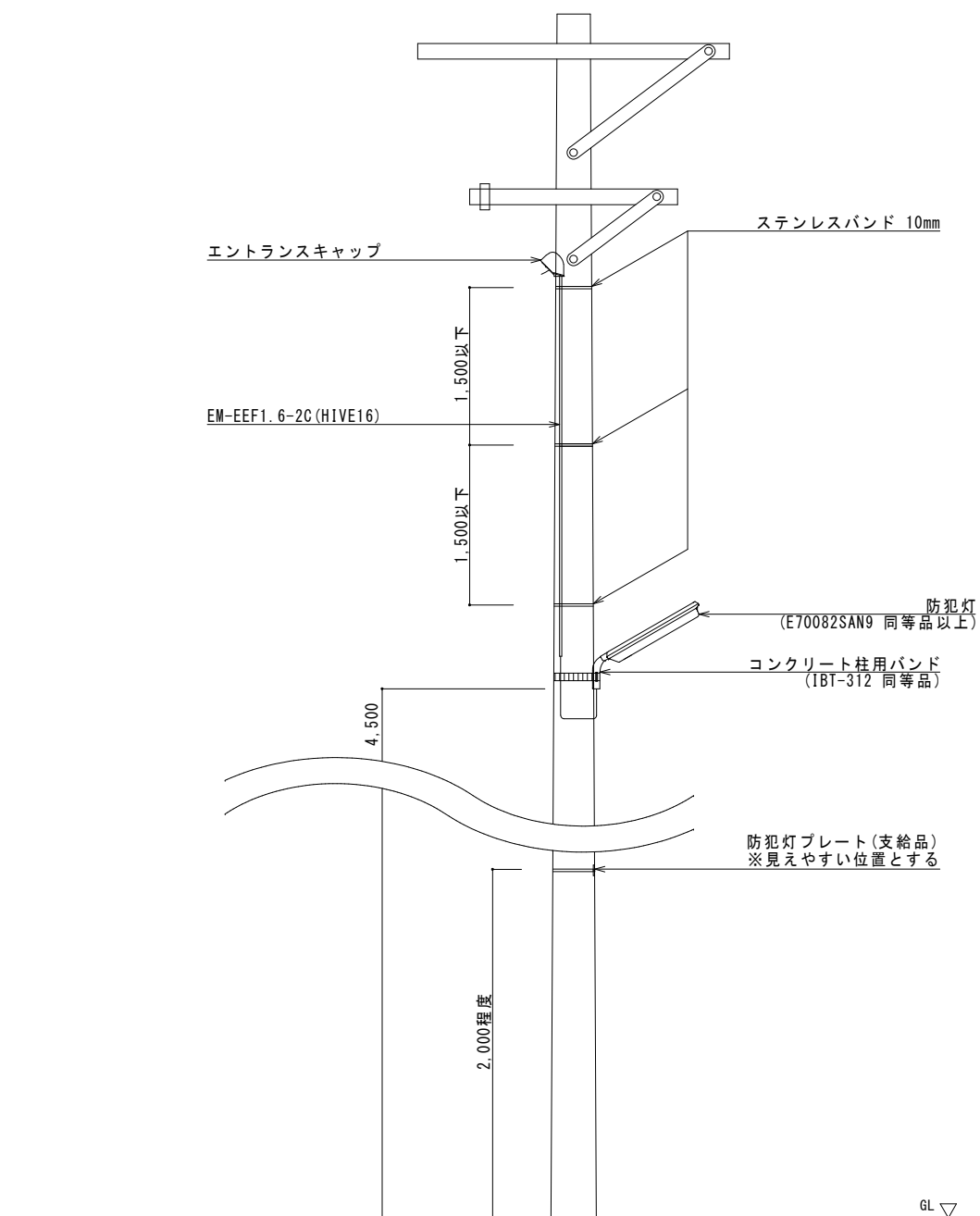




八本松町 宗吉

25-3 セノガワ分4

防犯灯 既設柱取付 S=1:20



東 広 島 市	MEMO A1 100%	課 長	課長補佐	係 長	係 員	設計者 東 広 島 市	工 事 名 称	令和 8 年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 防犯灯設置工事	SCALE 1/20	DATE	図面番号 1
	図 面 名 称						防犯灯設置 断面詳細図（既設柱）				
	A2 70% A3 50%										

参 考 数 量 書

工事名称：令和 8 年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業
防犯灯設置工事

<注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 この参考数量書の内容に疑義のある場合は、設計図書に対する質疑書とは別に、別添様式の「数量に関する参考質問応答書」を提出すること。なお、提出期間、閲覧期間及び提出・閲覧方法は、入札公告の質問書提出期間、回答書閲覧期間に掲げる期間及び提出・閲覧方法とする。

数量に関する参考質問応答書

番号	質 問 事 項	回 答
工事名称	令和 8 年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 防犯灯設置工事	
見積者名	印	
東広島市 都市交通部 営繕課		

工事名称 令和 8 年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業
防犯灯設置工事
工事場所 東広島市八本松南三丁目ほか

《単価適用年月日》
・宮繕工事市場単価 令和8年春号
・宮繕工事複合単価 令和8年3月労務
・刊行物
建設物価 2026-7月号
積算資料 2026-7月号
建築コスト情報 2026-7月号（夏号）
建築施工単価 2026-7月号（夏号）
・公共工事設計労務単価
・広島県 令和7年度～8年度 建設発生土処分先一覧表（令和8年3月）
・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表（令和8年6月改定）
【コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊】（令和8年6月一部改定）
・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表
【建設発生木材】（令和8年1月一部改定）

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事		1		式				
	計							
共通費								
共通仮設費		1		式				
現場管理費		1		式				
一般管理費等		1		式				
	計							
工事価格		1		式				
消費税等相当額		1		式			消費税率 10 %	
工事費		1		式				

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直 接 工 事 費	1	式		
計				

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
防犯灯	1	式		
計				

防犯灯					
名 称		数 量	単位	金 額	備 考
防犯灯設置工事		1	式		
計					

防犯灯					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
防犯灯設置工事	防犯灯設備	1	式		
計					

防犯灯		防犯灯設置工事		防犯灯設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
LED灯		1	式			別紙 00-0001
電線管		1	式			別紙 00-0002
EM-EEFケーブル	1.6mm- 2C 管内	315	m			
計						

直 接 工 事 費 別紙明細

防犯灯		防犯灯設置工事		防犯灯設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
LED灯		1	式			別紙 00-0001
LED防犯灯	E70082SAN9同等品 コンクリート柱用バント付（既設柱用） ステンレスバント（3個/箇所）共	105	個			
計						
電線管		1	式			別紙 00-0002
耐衝撃性 硬質ビニル管(HIVE)	露出配管 16mm イントランスキャップ 含む	263	m			
計						

